

第三節 律令制下の但馬

大化改新と律令

政治へのあゆみ

中央では六世紀の終わりに推古天皇が即位し、聖徳太子が積極的に儒教や仏教を受け入れた新しい政治を推進したが、聖徳太子の死後、太子の新政を支えていた蘇我氏が強大となり、蝦夷・入鹿父子の専横が激しくなった。この蘇我氏の横暴を憎む貴族たちは、中大兄皇子や中臣鎌足を中心にしてクーデターを起こして蘇我氏を亡ぼし、中大兄皇子が孝徳天皇の皇太子となっていわゆる大化改新と呼ばれる新しい政治を始めた。『日本書紀』に記されている大化二年（六四二）正月の「大化改新詔」の文言そのものは、その後の研究によって『日本書紀』の編纂者がのちの飛鳥浄御原令（六八九年施行）や大宝令（七〇一年成立）の文章によって修飾した部分があることが明らかにされている。例えば、詔の第二条にみえる国郡里の地方制度にしても、大化の新政でつくられたのは評の制であって、それは飛鳥浄御原令にも引き継がれ、大宝令になって初めて郡の制度に改められたことが明らかにされている。しかし、いわゆる大化の新政が、中国盛唐の国家制度を手本とした律令制国家の建設を志向したものであったことは確かである。古い大和朝廷の氏姓制度を基盤とする政治が否定されて、新しい法治国家を建設しようとする努力は、天智天皇の近江令（六六八年制定、令二二巻のみで律はなかった）、天武天皇の飛鳥浄御原律令（六八九年完成して



写真 68 天智天皇をまつる近江神宮（大津市）

直ちに施行、令二二卷、律もあつたが卷数不明、文武天皇の大宝律令（七一）年成立、律六卷、令一卷、元正天皇の養老律令（七一）年成立、七五七年施行、律一〇卷、令一〇卷と、その後一〇〇年以上にもわたって続けられて完成されたのであつた。

律令政治の基礎となる税制、いわゆる租庸調の制度を保証するものは班田制度であつて、班田のもとになる簿籍が戸籍である。最初の戸籍がつくられたのは庚午の年、つまり天智天皇九年（六七〇）で、これを「庚午年籍」と呼ぶ。『播磨国風土記』では、庚寅の年、すなわち持統天皇四年（六九〇）に揖保郡（正しくは当時は揖保評）に新しく越部里を作つたことが記されており、事務手続きとしては戸籍の調査が行われて三〇戸のとが記されており、名付けたという。のちの余戸または余部と同意である。この庚寅の年は、最初の造籍年である庚午の年から二〇年後に当たり、六年ごとの造籍年には該当しないから、まだこのころには六年造籍、したがって六年一班（六年ごと）に班田收授を実施することの制度が確立していなかつたのであろう。

それとともに越部里の条で注目されるのは、一云、として但馬国の三宅より越し来たつたが故に越部村と号したという異説を掲げていることである。但馬の三宅は出石郡神美村三宅、今は豊岡市に編入された三宅のこと、ここからの移住による命名だといふのである。現在でこそ過疎の但馬と過密の播磨であるが、そ

れをそのまま遠い古代にまで及ぼして理解すると誤ちをおかすことがある。話が飛躍するが、縄文中期の日本の人口は約二六万人、その大部分は東北南部から関東、中部地方の内陸部に分布しており、近畿以西の西日本にはわずか二万人程度しか住んでいなかったという説すらある。兵庫県域でも、前期の縄文遺跡は但馬が圧倒的に多く、縄文中期になって山岳地帯から低地への移動があらわれ始め、播磨の平野部の縄文遺跡はほとんどが縄文後期の遺跡である。稲作が始まってからでも、吉備や摂津・河内・大和に比べると播磨の開墾はやや遅れており、播磨(古くは針間)の語義も墾間、つまりまだ開墾すべき土地の残っている国と考えられるのであって、『播磨国風土記』には、百済・新羅・高麗人や漢人、讃岐・伊予など四国地方、出雲・伯耆・因幡・但馬などの山陰地方、河内などの畿内からの移住を伝える伝承が多いが、ことに但馬地方からの移住を語る説話が多く、飾磨郡の安相里も、但馬の朝来の人が移住してきて作った里だといっている。さきの天日槍伝承の日槍が播磨の開拓神である伊和大神と国土占守をめぐって争う説話も、またこのような但馬からの播磨進出を背景にして成立していることを知らねばならない。

さて、大宝律令の名はよく知られているのに、養老律令の名は一般にさほど有名ではない。しかし、現在、伝存しているのは実は養老律令であり、七五七年(天平宝字元)施行以来、約二〇〇年間実効をもち、形式的には一八八五年(明治一八)に内閣制度ができるまで続いたのも養老律令にはかならなかった。その理由は、大宝律令が七〇一年(大宝元)に制定後、翌年直ちに施行されたのに対して、養老律令は七一八年(養老二)に成立したのち約四〇年間も放置されて、七五七年になってようやく施行されたという両者の施行事情によるものかも知れない。伝存するとはいっても、養老律令の律は早く散逸した。近世末期の孝証学者石原正明

（二七六四～一八二二年）が『律逸』八巻を編纂するなどして逸文を収集しており、今は『令義解』（八三三年）りようぎげ長一〇〇成立）や、『令集解』（八五九～七六年）りようしゅうげ貞観ごろ成立）にその本文が収められているが、それらにも欠本があつて「倉庫令」や「医疾令」などは全文が残っているわけではないのである。

律令は国家の基本法典であつて、時代の進展にもなつてこれを部分的に修正したり補足するための追加法令として格まやくが出され、律令および格の施行細則としての式が出された。「延喜式」五〇巻は「弘仁式」・「貞観式」を集成しており、もっとも詳細である。

但馬国は上

「延喜式」民部上によると、但馬国は上国である。令の規定では、国は大国・上国・中国・下国の四等に格付けされている。それぞれの国の重要度によって差等が付けられたもので、

大国は大和・河内・伊勢・武蔵・上総・下総・常陸・近江・上野・陸奥・越前・播磨・肥後の一三か国、その他の三四か国は上国に格付けされており、中国は丹後国など一か国、下国は淡路国など七国二島であつた。

大国は必ずしも所管の郡の多少によるものではなく、例えば越前は六郡で大国だが、美濃は一八郡も所管しながら上国だったし、五郡を管する丹後は中国で、四郡しか管しない加賀や越中は上国とされている。大国は畿内二国を除くと東国に多いが、これは当時の朝廷が東国経営を重視していた結果で、近江・越前・播磨はそれぞれ東山道・北陸道・山陽道の入口の国として重要視されたのである。

多渥摩国造が支配した古い但馬国は、「国造本紀」のいう二方国を除いた地域であつたが、律令制のもとでは二方国が吸収合併されて、但馬国になっている。それがいつのことであつたのかは明記するものがない

表 16 但馬国の郡・郷名『倭名類聚抄』

郡名	郷名	郷名	郷数
朝来	山口・桑市	伊由・都賀	9
養父	糸井・石末	養父・賀母	14
出石	長田・浅間	遠佐・(老左)・	7
気多	小坂・安美	出石・室野	8
城崎	太多・三方	高田・日置	6
美舍	新田・城崎	三三・奈佐	6
二方	佐須・竹野	香住・美舍	8
七美	久斗・二方	田公・八太	5
	兔東・七美	小代・射添	

() は高山寺本にはないが、刊本その他で補ったもの。

ので分からぬ。令制のころには、二方国は但馬国の管する八郡のなかの一、二方郡ふたかたのこおりになってしまっていた。八郡というのは、この二方郡と、城崎・気多・美舍(この三郡が一八七八年明治一一の新区区編制では合併して城崎郡になる)・出石・七美・養父・朝来郡である。

出石郡は下 国に大・上・中・下国の差があったように、郡に
郡 は大・上・中・下・小郡の五等級があった。国の

等級は必ずしも所管の郡の多少によらなかつたが、郡の等級は所管の郷の多少によって自動的に決まっていた。一六〇里は大郡、一二〇里は上郡、八〇里は中郡、四〇里は下郡、二〇里は小郡の定めで、二〇郷をこえると郡を二つに分けねばならないことになっていた。もつとも「大宝令」で国郡里制が定まるまでは郡はもつぱら評と書かれており、里には里長さとおさが置かれていた。七一五年(靈龜元)に郷里制が施行されて、もとの里は郷と改称され、郷の下部単位として二〇三の里が置かれることになって、郷には郷長、里には里正が置かれることになり、さらに七四〇年(天平一二)ごろには郷里制も廃止されて郷のみとなり、里の公称は以後は見られなくなる。

『倭名類聚抄』にみえる但馬国の郡郷は上(表16)のようになつ



写真 69 高山寺 (京都市)

ている。これをさきの基準に照らしてみると、養父郡は上郡、朝来・気多・二方の三郡が中郡で、他はすべて下郡にランクされることになる。もっとも『倭名類聚抄』は源順みなもとのしたうらの著で、その成立は承平年間しやうへい(九三二～九三七年)とされているから、令制施行当初の状況を示しているかどうか吟味しておく必要がある。

表示したのは、京都高山寺所蔵の『倭名類聚抄』(高山寺本)を刊本その他で補ってあるが、刊本では八郡五七郷となっており、

『律疏残編』りつそざんぺんでも八郡五八郷となっていて、あまり大きくは違ってはいない。ということは、令制の施行当初から、ほぼこれに近い形であったということになる。

「職員令」によると、国司・郡司の定員は表17のようになっている。

但馬国は上国だから、守・介・掾・目はそれぞれ一人、史生三人から構成されており、出石郡は下郡だったと考えられるから、

表 17 国・郡司の定員「職員令」

国郡等級		長	官	次	官	判	官	主	典	史	生
国	大国	守	1	介	1	大 少	1 1	大 少	1 1	史	3
	上国	守	1	介	1	椽	1	目	1	史	3
	中国	守	1		0	椽	1	目	1	史	3
	下国	守	1		0	椽	0	目	1	史	3
郡	大郡	大領	1	少領	1	主政	3	主帳	3		
	上郡	大領	1	少領	1	主政	2	主帳	2		
	中郡	大領	1	少領	1	主政	1	主帳	1		
	下郡	大領	1	少領	1		0	主帳	1		
	小郡		領	1			0	主帳	1		



写真 70 郡衙所在地と推定される神部荘（宮内区）

大領・少領がそれぞれ一名、判官はんごうの主政はいなくて、主典しゅかんの主政が一名、合計三名の郡司しかいなかった。郡司の下には、書生しよせい・案主あんじゆ・鑑取かぎとり・税長ぜいちやうなどの下級の職員がいたが、これらの下級職員は徭丁をもって充てられ、その定員は、郡書生は大郡が八人・上郡六人・中郡四人・下郡三人、案主は郡の大小にかかわらず二人、鑑取は二人、税長は正倉官舎の院別に三人と定められていた（『類聚三代格』所収、弘仁二三年閏九月二〇日付太政官符）。

出石郡は下郡だから、書生が三人、案主が二人、鑑取二人と数名の税長がいたことになる。

出石郡衙は これらの郡司やその下僚の職員が執務した郡衙は出石郷にあつたことなる。

出石郷に たと考えられる。郡衙の所在地が郡家郷と呼ばれることもあり、

淡路国津名郡・讃岐国那珂郡などにその例をみるが、その数はごくわずかで、ふつうは大字おほあきや小字こあきの名として残っているだけである。むしろ一般的なのは郡名と同名の郷が郡家の所在地となる場合であつて、美作国久米郡久米郷で久米郡衙跡が確認されているのはその例として挙げる事ができよう。

出石郡の郡衙も出石郷にあつたと考えられるが、具体的にどこにあつたのかはまだ確定できていない。

但馬国では気多郡を除く七郡に、郡名と一致する郷があり、この七郡中の四

表 18 但馬における郡名を社名とする神社

朝来郡	朝来郷	粟鹿郷に粟鹿神社・大磯部郷に朝来石部神社
養父郡	養父郷	夜夫坐神社五座 <small>大二座 小三座</small>
出石郡	出石郷	伊豆志坐神社八座 <small>並大</small>
気多郡		気多神社
城崎郡	城崎郷	
美含郡	美含郷	
二方郡	二方郷	二方神社
七美郡	七美郷	志都美神社二座

とも多かつたが、正庁である郡庁には官舎・厨家・厩くりやなどのほかに、輪租された穀を貯える正倉しやうそうが付属して
いたから、かなりの建物群から成っていたはずである。

郡衙の所在地は出石神社付近と推考されるが、まだそれがどこにあったかは考古学的に確定されていない。

出石郷は奥小野・口小野・袴座（袴狭）・田立（田多地）・福井（厩）・嶋・伊豆（以上小野荘）、宮
内・坪井・水上（以上神部荘）、鍛冶屋・弘原下・弘原中・弘原上・奥山（以上弘原荘）の一五か

村より成り、のちには分かれて小野荘・神部荘・弘原荘と称された地区をあわせた地域をさすという（『校補
但馬考』）。

鎌倉時代の『但馬国太田文』には

郡には郡名を社名とする式内社しきないしやがある。その関
係は上（表18）のようになっている。

郡名を名乗る郷は一般的にその郡の首邑と考
えてよいが、出石郡における出石郷と、養父郡
における養父郷はとくにきわだって有力な郷で
あったといえるであろう。出石郡衙は出石郷を
おいてほかにはその所在を考えることはできな
い。

郡衙は地方土豪の私宅がそれに充てられるこ

弘原荘 五〇町

出石郷 三三町九段四四分

神戸郷 三四町七段一一六分

と記されているほかに

出石大社 一四一町六段六〇歩

のうちのかなりの部分がこれに加わっているであろうから、ずいぶん広大な面積を占めていたことになる。

小坂郷

小坂郷は、片間^{かたま}・三木^{みつぎ}・大谷・丸谷・中谷・森井・尾崎・鳥居・長沙^{ながさな}(砂)の九か村の地をいう
(『校補但馬考』)、『但馬国太田文』には

小坂郷 八五町一六〇歩

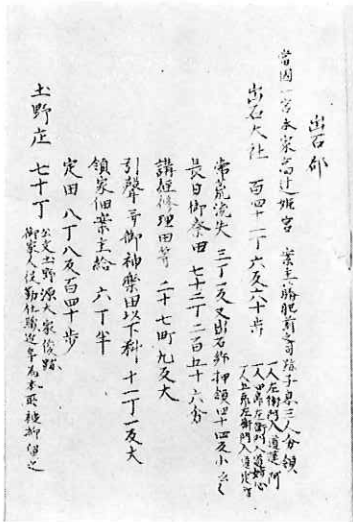


写真 71 『但馬太田文』(享和2年写本)

とある地域に当たり、のちの小坂村は小坂郷と出石郷の一部を加えて編制されていたらしい。

安美郷

同じく『校補但馬考』によれば、安美郷は『但馬国太田文』のいう

安美郷 七六町七段六〇歩

にはほぼ相当する。安良^{やすら}・上鉢山・下鉢山・香住^{かすみ}・立石・森尾・三宅・市場・奥野・倉見・長谷の一一か村を含むというから、出石郷の一部をあわせてもと

の神美村を構成していた地域になる。

安美を穴美とも書いたらしく、穴見川の流域に当たることになる。大部分は豊岡市に、一部は出石町域になつてゐる。

室野郷

同じく細見・荒木・福見・暮坂の四か村の地というから、菅川の流域地方ということになる。『但馬国太田文』では、「菅荘の四一町七段三〇〇歩」に当たることになる。全域が出石町である。

埴野郷

同じく上野・日野辺・桐野・寺坂・水石・畑の六か村を指し、中古には土野莊七〇町に当たる。東半分は現在は但東町に、西半分は出石町域に含まれてゐる。

高橋郷と資母郷

高橋郷と資母郷はともに但東町にあつた。まず高橋郷はのちの佐々木莊、片野莊、高橋莊の地域で、河本・西谷・天谷・小谷・佐々木・相田・正法寺・平田・栗尾の九か村が佐々木莊、

母郷

佐田・久畑・後・中・小坂の五か村が片野莊、葉王寺・大河内の二か村が高橋莊であつたと『校補但馬考』は説明してゐる。つまり西谷川・佐々木川と出石川の上流地域一帯の三つの谷筋を占めてゐる。

資母郷は唐川・木村・市場(太田)・中山・三原・東里・日向・畑山・坂津・口赤花・奥赤花・口藤ヶ森・中藤ヶ森・奥藤ヶ森・坂野・虫生・高滝寺・西野々の一八か村をいうと『校補但馬考』は考へてゐる。すなわち、唐川・太田川・赤花川・坂野川の谷筋の村々である。

地方政治の

確立

以上のように、現在の出石町域には出石郷・小坂郷・室野郷の全部と、埴野郷の西半分及び安美郷の一部が含まれており、高橋郷と資母郷および埴野郷の東半分が但東町となり、安美

郷の大部分は豊岡市に合併されたことになる。

さて、六四六年（大化二）正月には、いわゆる「大化改新詔」が發布されて、中大兄皇子を中心とする新しい政治が始まったとされている。

『日本書紀』にみえる「大化改新詔」の文言は、『日本書紀』の編纂者がのちの飛鳥浄御原令（六八九年施行）や大宝令（七〇一年成立）の文章によって紛飾した部分が少なくないことは前述した。地方政治の面で見れば、国造が国宰に代わり、国宰がさらに国司へと変わってゆく過程でもあった。

大宝令で確立された国郡里制で、五〇戸一里の制度が出来上がり、里には里長が置かれることになったが、さらに七一五年（靈龜元）には郷里制が施行されて、もとの里は郷と改称され、郷の下部単位として二、三の里が置かれることになり、各里に里正が置かれることになった。

ところが、七四〇年（天平一二）ごろになると、この制度も廃止されて郷のみとなり、以後は里の公称は見られなくなる。

大宝令の一里を構成した五〇戸は、いわゆる郷戸であって、当時の実際の一世帯（房戸）を示すものではない。郷戸の規模は一〇人前後の小規模なものから、一〇〇人を超える巨大なものまで、大小さまざまある。

血縁家族のほかに姻戚かと思われる異姓のものや奴婢をかかえている郷戸主も多くいたことは、後述するが、たとえば小坂郷の郷戸主宗賀部乳主は外従七位下の位をもっていたから、郷長でないにしても郷長クラスの有力量民であったと思われる、その郷戸はかなり大きかったのではないかと推測しうる。というのは、但馬では戸籍も計帳もまったく残っていないから、推定以上のことができないのである。

第一次但馬

国府

『日本後紀』延暦二十三年(八〇四)正月壬寅(二日)条に、「但馬の国治(国府のこと)を気多郡高田郷に遷す」という記事があって、その土地は城崎郡日高町(旧気多郡国府村)大字府市場付近と推定されている。この国府は『日本後紀』に明記されているとおりに、八〇四年(延暦二二)にこの地に移転したのであるが、最初の国府がどこに置かれていたかについては、出石郡出石郷だという『校補但馬考』の説が戦前は一般に認められていた。ところが戦後の古代史の見直しが活発になるにつれて、旧説の再検討が試みられるようになり、石田松蔵・田中忠雄らが第一次国府も気多郡にあったのではないかと考えるようになった。この新説が多くの人々の支持を獲得し、『兵庫県史』第一巻で直木孝次郎も「但馬の最初の遺跡地はまだ判明してはいないが、やはり気多郡内であると考えられる」と結論している。

桜井勉の出石郡出石郷説が批判された理由は、(一)出石郡は出石神社があり、天日槍以来古くから開けた土地であるということ以外には確かな証拠がない。(二)但馬の国分寺、国分尼寺と推定される寺院跡は、日高町国保(国分の転訛か)と、同水上にあるだけで、出石郡には検出されていない。

(三)国府の近くにおかれる軍団が、気多軍団は知られるが、出石郡内には軍団がなかった。(四)『但馬国正税帳』によると、太政官符を因幡国に運送した使者に、気多郡主帳外少初位上桑氏連老が従者一人とともに派遣されており、国府に近い郡司を使うのがふつうだから、これも第一次国府を気多



写真 72 字 国分寺付近 (袴狭区)

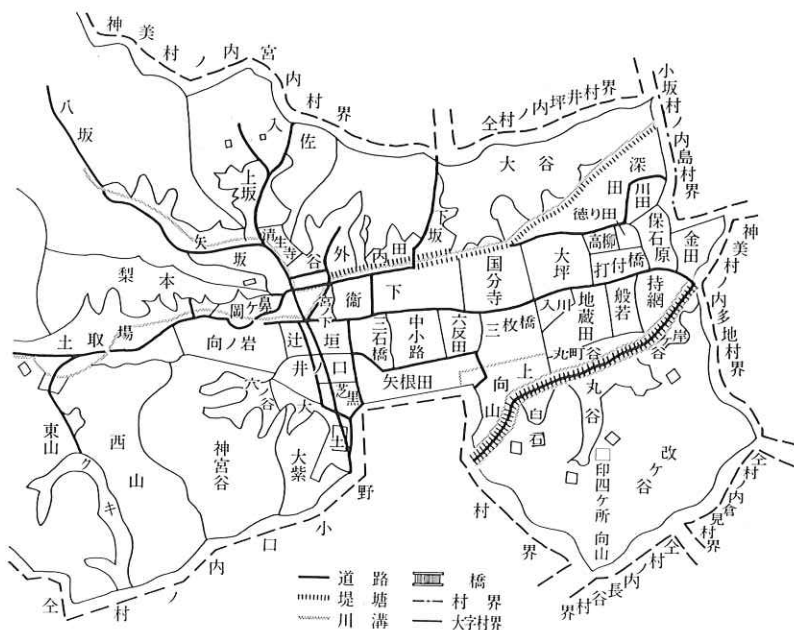


図 35 袴狭字限図

郡内とする説を補強する、という四点があげられている。

まことにもっともな理由ではあるが、実は国分寺がかつて出石にあったという確たる証拠があるのである。

出石神社のある宮内から小盗山の西麓の下坂を抜けると袴狭へ出るが、その袴狭の字限図に字国分寺がある。今は圃場整理が行われて整然たる区画にされているが、字限図でもこの一画は条里の遺構と考えるとよい整然たる区画になっており、そこに大坪・衛下・地藏田・三枚橋・六反田・中小路・三石橋などの小字名が並ぶなかに字国分寺があり、規格どおりにほぼ一辺二町の正方形を成している。その地形も三方を山に囲まれ、西南に向けて開かれて



写真 73 出石神社保存の軒丸瓦

いるゆるやかな谷状を成している。ただ、今日でも六方川の改修が問題となっているような土地で、字限図にも、川田・川入などの小字名があるが、六方川の排水が悪くなって袴狭の耕地が冠水するようになるのは豊岡平野の干拓が進んだ結果であって、ここに国分寺があった時代には、耕地はもつと安定していたことと思われる。

国分寺の小字があるだけで、礎石も古瓦もないが、『続日本紀』宝龜八年（七七七）七月癸亥（二四日）条に「但馬国分寺の塔に震す（雷による焼失）」という記事のあるのは出石にあった国分寺のことと思われる。その後間もなくおこった国府移転ともからんで、再建されることもな

く、あわただしく日高町へ移転したらしい。但馬国分寺跡東南隅の溝から出土した、天平神護二年（七六〇）（神護）景雲二年（七六〇）などの年紀をもつ木簡は、絶対的証拠とはなり得ず、移転のさい出石から持ち込まれて、日高町で捨てられたものと考えられる。出石神社にただ一つだけこの時代までさかのぼる軒丸瓦が保存されている。正確な出土地についての記録がないままに、神社では神宮寺の瓦かと考えてきたが、神宮寺の瓦はすべて平安朝期のものである。あるいは袴狭にあった国分寺瓦であったのではないだろうか。第一次国分寺が袴狭にあったとすると、当然、第一次国府もまた出石郡に置かれていたとする桜井勉の旧説が復活することになる。しからば、「但馬国正税帳」にみえる疾病者給粥檀料の太政官符を因幡国に取り次いだ使者、気多郡主帳桑氏連老の事例はどう考えるべきであろうか。



写真 74 但馬国分尼寺礎石 (福成寺墓地)

出石勢力の 古代の官使が、丹後の国府(与謝郡府中村、現宮津市)から但馬

衰退 の国府に来て、さらに因幡の国府(石見郡宇倍野村、現国府町)

に運送したことは「但馬国正税帳」によっても明らかである。それは当然、出石郡を通過し、太田川をさかのぼっていく現在の県道宮津八鹿線にはぼ一致する道が利用されたであろう。この道は古代丹波国が栄えていた当時から開けていた古い交通路であったし、しかも出石には但馬でもっとも古く栄えていた天日槍を祖神と仰ぐ、強大な勢力がいたのであるから、国府は出石において他には適当すべき土地はなかったといつてよい。

第一次国府は前代からの余映で出石郡に置かれたとはいふものの、清彦の伝承(二四九ページ参照)が示すように出石族の繁栄はすでに過去のものとなりつつあった。円山川の治水が進捗するにつれて城崎郡、とくに気多郡の人口はどんどん増加し、『倭名類聚抄』では出石郡七郷に対して、気多郡は八郷を数えるまでになっていた。加えて、出石郡では但馬全体の中心とするには東北に偏して、大和朝廷と深く結びついた後進勢力であった養父・朝来の南但勢力の不満が大きい。養父郡は一四郷、朝来郡は九郷を擁するほど人口が多く、粟鹿神社を但馬一宮と僭称するほどに不満は鬱積(うっせき)していたのである。出石地方がしだいに衰退した理由のひとつは、山陰道からはずれたことにもあったと考えられる。古代の駅制については後述するが、但馬が古代丹波国と深く結びついていた時代には、出石を通過する道が重要であったのだが、京師と山陰諸国との連絡を第一義とする時代になると、出石がそのルートから離れてしまった

ということになる。それは明治以後、鉄道（山陰本線）から離れたために取り残されていった歴史にも似通っているのである。しかし、国衙を南但に移してしまえば、斜陽とはいえ出石神社を中心にする出石族を完全に見放したことになる、それも憚（はば）かられる。結局は両者の中間に国府と国分寺、同尼寺を移転することで両方の顔を立てるといふ政治的判断に落ちついたのであろう。

律令農民の 律令農民には班田收授によって田が班給される。班田收授の原簿となるのは、六年ごとに造
暮（よ）らし 籍される戸籍であって、六歳以上の男子には田二段が、女子にはその三分の二が、家人・私

奴婢（ぬひ）には男女ともにそれぞれ公民の三分の一の土地が班給されるのである。班田は各人ごとに行われるのではなく、各郷戸主を通じて郷戸ごとに一括して行われた。与えられた班田は口分田（くぶんでん）と呼ばれるが、口分田は耕作に便利なように、できるだけ居住地近くの田を班給する定めであった。

班給される口分田には、よく肥えた上田もあれば、やせて收穫量の少ない下々田もある。平安時代初期の史料では、一段当たり上田で穎稻（えいとう）（穂首で刈り取った稻。当時は根刈りではなく、穂さを刈り取っていた）五〇束、中田は四〇束、下田は三〇束、下々田は一五束が標準收穫量であったし、全国的に言えば中田以下は上田の二倍以上存在したと考えられている。同じ二段の口分田といっても上田と下々田では三倍以上の差があるから、班田にあたっては不公平のないように、とくに貧しいものに優先的にすべきことを定めており、土地がやせていて隔年にしか耕種できない田（易田（よきてん））は倍給すべきことも規定されている。

しかし、実際には口分田が人口に比例して存在していたわけではない。耕地が多く国郡内で班田を充足しうる地方を寛郷（かんきょう）といい、反対に班田に不足するところは狭郷（きょうきょう）と呼ばれた。寛郷であれば居住地に近く班給す

することもできるであろうが、狹郷ではそれは不可能で、当然国郡の境を越えた遠隔地の口分田が割り当てられることになる。七二五年（神亀二）に耕地の少ない志摩国では隣国の伊勢や、海（伊勢湾）のかなたの尾張の耕地が口分田として班給された例もある。このような遠隔地に班給された耕地では実際に耕作することは不可能だから、現地の有力農民に賃租（かんとせ）二種の小作関係させて、収入だけを確保するという方法が一般的にはとられていた。

口分田の班給を受けると、税を負担する義務が生ずる。租は田一段について二束二把、一町では二二束になる。穂刈りで刈り取った穂さきの一握りを一把と数え、一〇把が一束になる。これは上田では収穫の約三パーセントに当たると計算されているが、田品の差にかかわらずぬ一率賦課であったから、中田以下ではパーセントは大きくなってくる。

租は氣候の寒暖の差や、作稲の早稲・晩稲の違いに応じて納期に若干のずれがあるが、九月中旬から一月末までの間に納めることになっており、正税として国ごとの庫に貯蔵され、地方政治の財源に充当された。正税稲の一部は春米（つるまい）にされて都の大炊寮（おほいりやう）に運ばれて諸司の常食に充てられた。春米は収穫の翌年正月から八月末までの間に納める定めであった。

但馬の場合には、幸いにも七三七年（天平九）度の但馬国正税帳が残っている。翌七三八年（天平一〇）に中央政府に提出されたものと考えられる。以下、それについて述べておこう。

但馬国正税

正税帳とは四度公文（よどのくもん）の一つである。四度公文とは地方官が中央政府に行政状況を報告する帳。諸帳簿のうちで、とくに重要とされた大計帳（たいけいじょう）（単に計帳とも大帳ともいう）、正税帳・調帳（ちようじょうじょう）。



写真 75 但馬国正税帳 (正倉院宝物)

朝集帳（ちょうしゅうちょう）（朝集使が毎年中央政府に提出した国郡司の勤務評定書および雑公文書の総称）をいう。

正税帳は国司が提出した一年間の収支決算報告書であるが、現存する但馬国正税帳は七枚の断簡で、下図のように巻首と巻末部分を欠き、また中間にも三か所の欠落部分があるために、これだけでは解明できないことが多いが、分かる範囲でその主なものを見ていこう。

Aの断簡では

依天平九年五月十九日恩 勅 賑給高年

及鰥寡惇独之徒 合壹仟式（拾）伯壹拾

壹人 穀肆伯捌拾捌肆斗（合四）九十歳十人 人別八斗 八十歳以下一千二百一人 人別四斗

の記事が見える。「統日本紀」の同年同月同日条にも「高年之徒、寡鰥惇独、及び京内の僧尼男女、疾に臥して自存する

こと能わざる者に、賑給を量り加う」という勅が出された記事があり、正税帳に符合する。

この勅によって、但馬では九〇歳のもの一〇人に人別八斗、八〇歳以下の寡鰥惇独（『令義解』によれば六一歳以上で妻なきを鰥、五〇歳以上で夫なきを寡、一六歳以下で父なきを孤または惇、六一歳以上で子なきを独という）のもの一二〇一人には人別四斗の賑給が加えられたのである。

	A		B		C		D		E		F		G
--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---

戸令によれば、鰥寡孤独または貧窮老疾の自存できないものは近親をして収養させ、近親のないものは坊里(京師では坊、地方では里)に付して安恤せしめることが定められている。

Cの断簡には

依太政官天平九年六月廿六日符 賑給疫

病之徒 合壹仟肆伯壹拾貳人 粥糧

料ノ壹仟貳伯貳拾柒束伍把

一千册三人 人別一束
三百六十九人 人別五把

と見える。賑給と同時に、疫病患者一四一二人に粥糧を施すための稻一二二七束五把が支出されたのである。この年、平城京をはじめ各地で豌豆瘡が流行した。天然痘である。但馬も天然痘に汚染されていたらしく、一四一二人にも及ぶ患者を出していたのである。

Aの断簡には

糟捌斛 賑給疫病患者一千六
百人 人別五合

とあって、ここでは疫病患者は一六〇〇人となっている。人数の違いは賑給の時期の差に応じた患者数の差と考えられる。つまり、四〇日ばかりの間に二〇〇人近く患者数が減少しているのは、その間に病死したものもあるであろうが、新患者は減少して流行は峠を越えはじめていたことを示すものと思われる。「糟」には「加末多知」とその訓が付いているが、酒の粕のことであろう。雑用類稻のほかに酒一〇斛三斗二升六合、糟八斛、未醬二升五合六勺、醬五升一合六勺、塩四斗八合一勺とがあり、未醬と醬とは供養料に使用された

表 19 但馬の各神戸から納めた調絶と直稲

神戸名	調	絶	直稲
朝来郡粟賀神戸	2匹	4丈 5尺	165束
同郡押坂神戸	3.	1. 5	195
養父郡養父神戸	6.	4. 5	405
出石郡出石神戸	20.	4. 5	1,245

という。この供養料は断簡Bに見える「正月十四日読経供養料」のこしらしく、一八人の僧が金光明経八巻と最勝王経一〇巻とを讀んでいる。いずれも奈良朝にはもっともよく讀まれた護国經典である。

断簡Cの冒頭に

朝来郡押坂神戸租代卅九束九把 同郡粟鹿神戸

租代六十六束二把 養父郡養父神戸租代百

卅五束五把 出石郡出石神戸

租代四百卅五束六把

の割注が見える。断簡Fにも、粟賀・押坂・養父・出石神の神戸から調として納めた絶の記事があり、それらを表示すれば上(表19)のようになってゐる。

民部省の天平九年(七三七)一〇月五日の通送符ていそうのふによつて、但馬国は国内の四か所から調として納められた絶三三匹三丈を、絶一匹が稲六〇束の計算で稲二〇一〇束で買取つたものである。四か所の神戸のうち、粟賀・養父・出石の三神社は『延喜式』の「神名帳」にも名神大として記録される但馬の大社であるが、朝来郡押坂神については記すところがない。

『新抄格勅符抄』によつて、但馬の神戸がこの四か所であることは事実であるが、押坂神戸(『新抄格勅符抄』では忍坂神の神戸)のうち一戸は伊勢にあつて、その点でもやや異質な神である(次ページ表20参照)。『校補但馬考』では、朝来郡森村の八幡社とする説(『神祇志料』の説)と、同郡喜多垣村の村社とする説をあげ、

「未だ何れか是なるを知らず」と結論を保留している。『新抄格勅符抄』には播磨の穴師神に五二戸の神戸があり、大和五戸・和泉八戸・播磨三九戸と散在しているから、神戸が数か国にまたがる例もあるのだが、この穴師神も『延喜式』の「神名帳」にその名の見えない神であることが注目される。

それにしても出石神社の神戸は但馬では群を抜いて多く、のちに但馬一宮と尊崇されるのもうなずけよう。といっても、朝廷国家の尊崇篤い中央の大神に比べると実に微々たるものであって、伊勢太神宮は神田三六町一段、神戸は伊

勢国の神三郡(度会郡・多気郡・飯野郡)と飯高郡三六戸、一志郡二八戸、安濃郡三五戸、鈴鹿郡一〇戸、河曲郡三八戸、桑名郡五戸(以上を六所という、のちに三重郡に二〇一烟が追加された)、そのほか大和一五戸、伊賀二〇戸、志摩六六戸、尾張四〇戸、三河二〇戸、遠江四〇戸、合計して一八三一烟(のち一七〇烟追加)の多数にのぼり、八〇六年(大同元)には全国の神封(神社の封戸、神戸に同じ)実に四八七六戸を計えた。さきにその名をあげた越前氣比神は神封二〇〇戸(七三〇年・天平二)、県域でも摂津広田神四一戸、生田神四四戸、長田神四一戸と『新抄格勅符抄』に見えている。

奴婢の貢進

七四九年(天平勝宝元)九月のことである。奈良の都では東大寺盧舎那大仏の建造が難行していた。この年の七月、聖武天皇は位を孝謙天皇(女帝)に譲り、藤原仲麻呂を中心とする唐風を模した政策が始まるうとしていたころのことである。

天皇は仲麻呂に命じて、諸国に年齢三〇歳以下一五歳以上の容貌端正な奴婢を正税をもって買い求め、貢

表 20 『新抄格勅符抄』による但馬の神戸

神名	神戸数	備考
忍坂神	3	内 ¹ 伊勢 ² 但馬
出養粟	3	
石賀神	4	
父賀神	2	

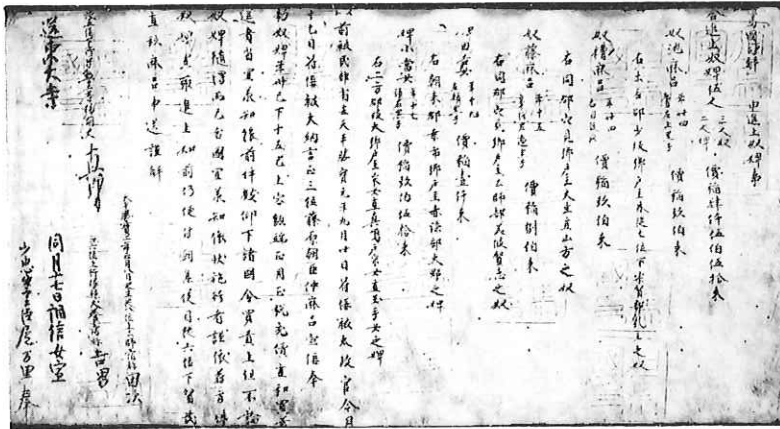


写真 76 奴婢貢進の解 (正倉院宝物)

進させた。奴(男)婢(女)の区別は問わず、条件に合うこと、つまり年齢と容貌を優先せよと命じたのである。天皇の勅は太政官から民部省を経て、諸国の国司に伝えられた。但馬には五人が割り当てられた。但馬国司は楊胡史真身(やまのふりま)で、早速に奴三人、婢二人を買い求めた。その五人とは

- 奴池麻呂年廿四 膺左上黒子 価稲玖伯東
- 出石郡小坂郷戸主外従七位下宗賀部乳主の奴
- 奴糟麻呂年廿四 右目後疵 価稲玖伯東
- 同郡穴見郷戸主大生直山方の奴
- 奴藤麻呂年十五 鼻折左辺黒子 価稲捌伯東
- 同郡穴見郷戸主土師部美波賀志の奴
- 婢田吉女年十九 左頬黒子 価稲老仵東
- 朝来郡桑市郷戸主赤染部大野の婢
- 婢小当女年十七 頸右黒子 価稲玖伯伍拾東
- 二方郡波大郷戸主采女直真嶋の戸、采女直玉手たまてめ女の婢であった。旧主のうち、出石郡小坂郷の宗賀部乳主は外従七位下の位をもっている。従七位下といえれば地方ではかなりな

高位である。郡司や郷長になる村落の上層農民で、多数の奴婢をかかえて墾田をすすめていた富裕層、いわゆる私営田主であったのであろう。宗賀部を称しているのだから、中央の蘇我臣そがのまゐに所属する部である。県域では播磨国多可郡奈可郷にも戸主宗我部老人とその戸口に宗我部小敷なるものがいたことが知られており（『正倉院文書』知識優婆塞貢進解）、蘇我氏の勢力が山陰・山陽両道にも及んでいたことが知られる。

穴見郷の大生直山方は無位ではあるが直の姓を称している。同じく在地の有力農民であった。同じ穴見郷の土師部美波賀志は土器の製作や葬送のことをつかさどる朝廷所屬の職能的な部である土師部を名乗っている。出石には出石屯倉いししのみやけが置かれていたから、その縁故から朝廷所屬の部が存在したのであろうと考えられる。さきの大生直山方は別の史料（『正倉院文書』天平勝宝二年五月一三日付の東大寺三綱牒）では「大生部直山方」と書かれており、『兵庫県史』第一巻で直木孝次郎は壬生部みよぶと関係させて説明している。壬生部は乳部とも書き、古代の皇子の養育料を負担した部であるから、これも朝廷直屬の部ということになる。

いづれにしても、奴婢を所有していたのは当時の地方の有力者、富農層に限られており、小坂郷の宗我部乳主・穴見郷の大生部直山方・土師部美波賀志の三人は当地方の富農であったことは明らかである。

国司楊胡史真身は「養老令」の撰定に関与し、その功によって功田四町を賜った能吏で、『楊氏漢語抄』（『倭名類聚抄』序所引、楊梅頭直著の『桑家漢語抄』は一名『楊家漢語抄』とも呼ぶが、これとは別本である）の著者に比定される当時有数の学者であり、またその子令珍、令珪、令璆、人麻呂とともにそれぞれ錢一〇〇〇貫を大仏知識錢として献じて叙位にあずかるほどの富豪でもあった人物である。隋の煬帝ようたいの後裔と称する渡来人系の官僚であった。

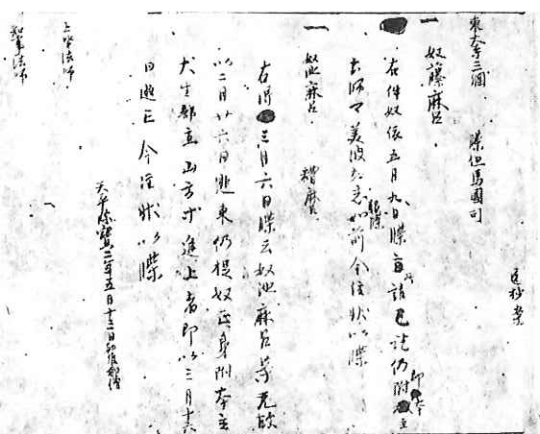


写真 77 奴逃亡の牒 (正倉院宝物)

えず、まず池麻呂と糟麻呂の二人が牒しめし合わせて脱走し、二月二六日に但馬に逃げ帰った。旧主の宗賀部乳主と大生部直山方は逃亡してきた奴が不憫ふびんであつても、すでに売った以上は捕えて国司に渡さなければならぬ。二人は捕えられ、三月六日に改めて旧主に付き添わせて造東大寺司へ送られた。一〇日後の三月一六日に池麻呂・糟麻呂はまた逃亡して但馬に逃げ帰った。四月二五日には今度は藤麻呂が脱走して但馬に逃げ帰った。藤麻呂は歳わずかに一五歳の少年であつた。藤麻呂もさきの二人と同様に旧主につけて再度奈良に

この時、楊胡史真身の買った値段は七一五年(靈龜元)の奴婢の平均価格六〇〇貫に比して不当に高く、「奴婢の別なく容貌端正なものを買ひ漁あさつた」ためにこのような結果になつたといふ意見がある(『但馬史』第一巻)。

逃亡する奴 さて、五人の奴婢たちは、朝集使あさむし目從六位下婢 賀茂直秋麻呂に連れられて、翌年正月に奈良の

都にのぼつた。天皇が奴婢を買ひ集めたのは東大寺に寄進するためであつて、正月八日に東大寺に送られた。当時の東大寺は膨大な量の奴婢をかかえていた。はるばると奈良の都に送られてきた奴婢たちは心細かつたであらうし、また東大寺造営に酷使されたであらう。その生活は、但馬における牧歌的なそれよりもはるかに苛酷なものであつたに違ひない。望郷の思いに堪

送られた。池麻呂・糟麻呂の二人も旧主につけて五月一三日に送り戻されたが、二人は六月二日にまたも逃亡した。再三にわたる逃亡で、東大寺もこの二人をついにあきらめ、七月二日に別の奴を新たに交易し進上するように但馬国司に申し入れた。捕えられることが分かかっておりながら再三逃亡したのは、ほかに逃げゆくあてがなかったためであるが、執拗な再三の逃亡に東大寺が匙を投げたのだから、これは池麻呂・糟麻呂の勝ちである。勝ちだといっても、代わりの奴が東大寺に送られたのだから、全体からすれば事態は全く同じであったとすべきではある。年少の藤麻呂のその後については、史料は何も残ってはいない。逃亡をあきらめて、東大寺でながく使役されたのであろうか。あるいはまた、苛酷な生活から若死にしたのであろうか。あの壮大な東大寺の大仏建立の陰に、池麻呂・糟麻呂のような諸国から貢進された多数の奴婢たちの汗と涙がこめられていることを想起してほしい。

婢二人のうちの小当女こまさめは造東大寺司から尼寺の法華寺に転売された。そこで彼女は下総国香取郡の神戸中臣部真敷から買い上げて東大寺に施入され、小当女と同じように法華寺に転売された婢の稲主売と知り合った。二人は相談して七五一年天平勝宝三四月一日に脱走して稲主売の旧主のいる下総国に一か月以上もかかって五月六日にたどり着いた。逃走の苦勞は察するにあまりがある。

人目をしのぶ逃走であったから、昼間は隠れて夜になってから歩いたのかも知れない。稲主売が都に送られて来るときの記憶だけを頼りに苦しい長旅を続けたのである。木曾・天竜・大井・富士・利根川などの大河を二人の婢はどうして渡っていったのであろうか。

そんな苦勞をしてたどりついて、旧主のもとにはすでに国司の手がまわっていて、二人はすぐに捕えら



写真 78 東大寺大仏殿（奈良市）

の匂う奈良文化のかけに、これら多数の農民と奴婢があったこと、そして彼らが華やかな奈良文化を下から支えていたことを私たちは銘記しておきたい。

調と庸と雑

徭

さて、問題を農民の生活に戻そう。律令農民の負担は、租のほかに調と庸と雑徭とがあり、その大綱は「賦役令」に規定されている。調は絹・緇・糸・綿（いわゆる木綿ではなくきぬわたの

ことか）・布など繊維製品を主体とするが、そのほか海産物以下種々雑多な郷土の産物を輸することもあった。もっとも多いのが布で、調布の言葉のあるゆえんでもある。調も庸も成年男子に課せられ、一人あたりの量は調を布で納めるとすると、正丁（二歳から六〇歳までの男子）は長さ二丈六尺、幅二尺四寸のもの、稲に換

れて禁錮され、奈良へ上る公用者に託して五月二日に法華寺に送り帰されてしまった。

いま一人の婢田吉女については何も記録はない。あきらめて新しい境遇に順応したのであろうか。それにしても、五人の奴婢のうちで四人が脱走したのである。私奴婢も寺奴婢も形式的には同じように見えるが、まだしも私奴婢には旧主との間に私的なつながりがあったし、親しい朋輩もいたのであろう。奈良時代は農民の生活も決して楽ではなく、逃亡者が多かった。逃亡して戸籍を失えば、当然ながら班田収授の対象外になる。班田されないで餓死する危険がつきまとう。それでもなおかつ重税から逃れるために逃亡したのである。奴婢の生活はさらに苛酷できびしかった。咲く花

算すると約一〇束になる。次丁（六一歳から六五歳までの男子と残疾の男子）は正丁の半分、一七歳から二〇歳までの男子は、大宝令では少丁といい、養老令では中男といったが、次丁の半分が課せられた。令制では、三歳以下は大宝令では緑、養老令では黄、十六歳以下を小、二〇歳以下を中、二一歳以上を丁、六一歳以上を老、六六歳以上を耆と呼び、また身体に障害・病疾あるものはその程度によって残疾・癡疾・篤疾に区分していた。一六歳以下の男子と癡疾・篤疾のものは調も庸も雑徭も全免になる。

また、京と畿内は賦課が半減される定めであった。

また、調には副物と呼ぶ附加税があった。

庸は、正丁は一年に一〇日都に出て労働に従事するのが本旨で、就労しないときは布二丈六尺を代わりに納めることになっており、京と畿内は庸は全免であった。雑徭は正丁六〇日、次丁三〇日を限度として労役に従事されるもので、事実としては租・調・庸以上に農民には重い負担となった。このほか兵士・仕丁・運脚・義倉など多くの負担があった。兵士は正丁三人ごとに一人が軍団に勤務する義務で、庸と雑徭は免除された。

仕丁は一里に二人の割合で出京して、無報酬で使役され、三年交代であった。運脚は調・庸を都へ運ぶ人夫役のこと、義倉は飢饉などの非常事態に備えて、戸ごとに粟・稻・麦などを供出して貯える制度で、相互扶助のためといえ貧しい農民には大きな負担となった。

但馬の軍団

兵士が勤務する軍団は国ごとに置かれていた。それも一国に一軍団ではなく、数郡に一軍団が置かれたらしいが、軍団の史料は比較的少なく、播磨の軍団などはどこに置かれていたの



写真 79 將軍塚 (京都市)

かも確かなことは分からない。そのようななかで、但馬の軍団が養父郡と気多郡にあったことが分かるのは、むしろ珍しい例である。八四〇年（承和七）五月二日、養父郡・気多郡の兵庫の鼓が故なくしてひとりで鳴り出し、その音が数里も聞こえたという報告があったのである（『続日本後紀』）。兵庫とは、文字どおりに兵器を收藏した倉庫で、軍団に所属したものだから、兵庫のあるところには軍団があったのだろうと考えられている。兵庫の名も撰津国の軍団に所属した、兵庫に由来するものであることはいうまでもない。

武峰^{むらたけ}や將軍塚の鳴動に連なつて、天下の凶事を予告するものとして畏怖^{いふ}されたが、さかのほれば武器、とくに靈劍のもつ呪術力に由来するものらしい。熱田神宮や石上神宮のように、靈劍を奉齋する古い神社があるのも、つまりはこの靈劍の呪術力を畏怖したためであつて、出石神社の神宝も天日槍の将来した劍と鏡と玉とからなるとはいえ、その中心が日槍の名が示すとおりに、出石の矛と出石刀子にあつた点においては、これまた靈劍奉齋の社であつた点にその本質があつたといつてよい。兵庫の鼓の鳴動も、兵庫が収めていた刀劍や槍・矛のもつ靈力の延長線上に成立したものであることを思うと、それが出石神社のある但馬国での事例であるだけに興味深いものがある。

第3章 古代の出兵

表 21 軍団の職員数

	大毅	少毅	校尉	旅帥	隊正	主帳
大団	1	2	5	10	20	1
中団	1	1	3	6	12	1
小団		1	2	5	10	1

軍団は兵士の数によって、一〇〇〇人以上を大団、五〇〇人以上を中団、五〇〇人以下を小団とした。兵士は五人を伍といい、二伍を火といい、五火を隊といった。隊には隊正一人をおき、隊ごとに歩兵・騎兵の二種があり、また身体強壯なもの二人を弩手（弩は大弓）にあてた。二隊（兵一〇〇人）ごとに旅帥一人をおき、二旅（兵二〇〇人）ごとに校尉一人をおくことが定められていた。

軍団には大毅・少毅がおかれており、大団・中団・小団によって員数の差があったが、各軍団ごとに別に主帳一人がいて、記録・会計を管掌した。職員の数には表21のようになっていた。

大少毅は、部内の散位・勲位の者、もしくは庶人のうち武芸の聞こえある者を採用し、校尉・旅帥・隊正には庶人のうち弓馬に練達する者を採用した。兵士から大毅まで、兵役に従う者はすべて庸・雜徭が免除される定めであった。

もともと軍団の兵士は、全員が常時徴発されているわけではなく、平時は全員を一〇番に分ち、一番を一〇日間として武事を練習し、倉庫・城隍（城の堀）・関の守備・修理、犯人の逮捕、外国使臣や囚人の護送などにあたり、ときには衛士（衛士）・防人（防人）となって京都や辺境に派遣されたが、有事には出征することになる。

戦時編成は大・中・小の軍団を合わせて一軍とし、軍ごとに將軍・副將軍・軍監・軍曹・録事の職員を任命し、三軍を統率するために大將軍一人をおく。

以上のような軍団制は唐の府兵制の模倣で、整然と完備しており、しかもその規模は全国の正丁の三分の一を徴発するのであるから大軍備であった。あたかも軍団制が創設

された当時は、日本が白村江はくすみのえで新羅・唐の連合軍に敗れた直後で、危機的情況にあったから、このような大軍備が必要と考えられたのであろうが、実際には蝦夷えぞに対する東北経営と、七四〇年(天平二)の九州で起こった藤原広嗣の乱で、部分的に動員されただけで、このような大軍備はまったく必要ではなかった。

加うるに兵士は弓矢や櫛ほし・塩などを自弁することになっていたし、全正丁の三分の一という多数を徵発したから、実際には体の病弱なものも兵士にならねばならなかった。そのため兵士役は民衆には大きな負担となった。しかも事実として戦争がなく、多数の兵士が無駄におかれているのだから、奸曲かんきよく(よこしま)な国司が私業(その多くは開墾であった)のために兵士を苦役し、そのために兵士は弓箭きゆうせんを棄てて鉏すき・鋤くわをとらされることにもなつて、さまざまな弊害発生の原因にもなつていた。このため、軍団制はしだいに縮小されて、ついに廃止されるのである。

但馬軍団の さて、このような軍団の歴史のなかで、七八四年(延暦三)一二月に氣多軍団の団毅外従六位

幹部たち

上川人部広井というものが、私物を進めて公用を救たすけたという理由から、外従五位下を授け

られたが、翌年二月にはさらに本姓を改めて、高田臣たかたらのみの姓を賜ったことが『続日本紀』にみえている。高田臣の姓を賜ったことから考えて、氣多郡高田郷に住む男であったのであろう。当時、私財を献じて叙位あずかに与るときは、献物の額によって差はあったであらうが、外従五位下に叙せられることが多かったらしい。とくに広井の場合は、すでに外従六位上の位階をもっていたのだから、これは当然の位階であったであらう。

ほかに、大毅正八位上忍海部広達・少毅大初位下品治部君大隅の名も知られる。いずれも位階をもっているので大毅・少毅を命ぜられた軍団幹部であるが、氣多・朝来のいずれの軍団に属していたのかはよく分

からない。ただ、品治部君大隅に關連して、袴狭の薬師如来坐像の胎内銘のなかに、定使品治重宗のほか、品治部秋光、品治部光延らの名がみえることを付言しておきたい。もっとも、治承三年（一一七九）己亥六月の年紀をもつこの薬師如来には、六〇人以上の結縁者けちえんの名前が列記されていて、そのなかには後述する朝来郡の賀茂貞行の後裔かと思われる賀茂尚□・賀茂末松の名もあって、結縁者は但馬各地にわたっているらしいから、これを理由に品治部を出石郡の人と強弁はできないが、注意しておいてよいと考える。

条里制遺構

律令時代には、農民に口分田を班給する必要から、水田は約六町（ほぼ六〇〇メートル）四方の正方形に区画してい

た。広い平野部では六町四方の正方形が碁盤目ごばんのように並ぶが、一方のならばを条と呼び、これと直角に交ま叉する他方のならばを里（播磨のように、京師にならって坊と呼ぶところもある）というので、このような耕地を条里制耕地という。

六町四方の耕地は、各辺を六等分する畦あぜ、または溝によって三六の小区画に分け、一ノ坪から三十六ノ坪まで一連の番号を付ける。番号の付け方は条と里の番号の始まる方角の隅を一ノ坪と呼び、図のように横に進む方法と、図には示さなかった縦に進む方法があるが、いずれにしても平行式と千鳥式と呼ぶ数え方のいずれかによる。平行式に数えると一ノ坪の対角隅に、必ず三十六ノ坪がくることになる。それぞれの坪は一



写真 80 袴狭薬師堂

第3節 律令制下の但馬

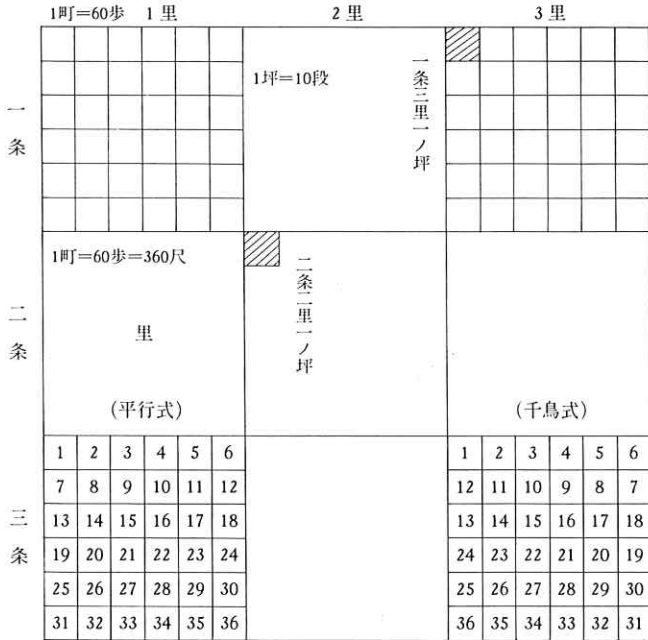


図 36 条里坪付けの図

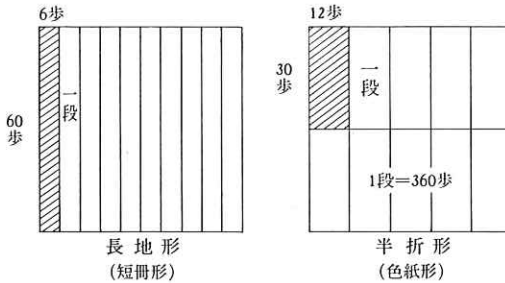


図 37 坪の地割り図

町四方になるが、一辺の長さは六〇歩で、一步は大尺で六尺になる。当時は大尺と小尺の二種の物さしがあったが、大尺一尺は小尺の一尺二寸にあたり、メートルになおすと約三六センチメートルになる。だからそれぞれ坪は一辺およそ一三〇メートルの耕地になる。この坪は一段ずつに一〇等分する。坪の地割りに細長く縦に一〇等分する方法と、まず一辺を二分して二段に五等分する方法があり、その結果得られる耕地の形から、前者を長地形地割り、後者を半折形地割りと呼ぶ。長地形を短冊形、半折形を色紙型ということもある。つまり、条里制地割りとは一段の耕地片をつくりだすための区画なのである。

『養老令』の田令でんりょうには、「凡そ田は長さ卅歩、広さ十二歩を段と為せ、十段を町と為せ」と規定しているのは半折形地割りにあたる。この規定は『大宝令』でも同じであったが、一般には長地形地割りが古い形で、半折形は七世紀後半以降、土地の開発が進行した段階で採用されたのではないかと考えられている。

条里制地割りの遺構は、北は岩手・秋田両県から南は鹿児島県に至る日本のほとんど全地域の平野部で認められるが、稲作の歴史を反映して畿内から瀬戸内海沿岸・九州中部にかけての西南日本では、とくに濃密な分布を示しており、兵庫県でも全県域でその遺構が確認されている。

但馬の条里

但馬では円山川に沿う朝来・養父・気多・城崎・出石の諸郡に条里制遺構があった。朝来郡制遺構

では和天山町の市御堂・加都かつ付近の円山川右岸の平野部から南へ円山川をさかのぼって朝来町の久世田・物部・伊由市場付近にあり、与布土川流域では大月・柿坪・田中の平野部で特に顕著で、粟賀・溝黒・森付近にまで及ぶ。さらに東河川とがの谷では和田山町野村から白井まで、糸井川の谷では同町高生田付近に条里があったらしい。

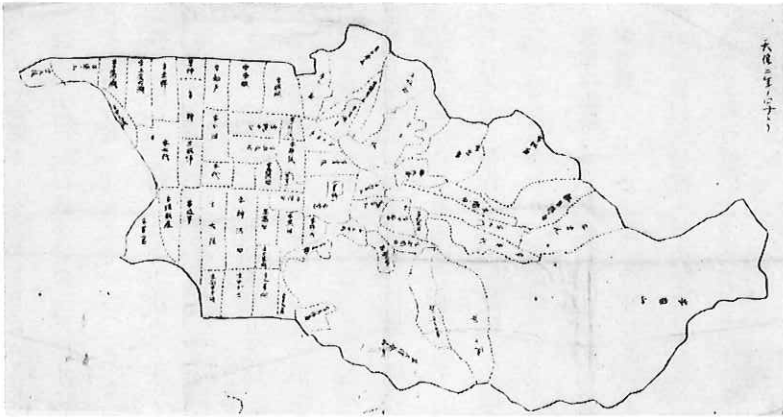


写真 81 条里制の名残りを留める宮内村字限図 (出石神社蔵)

養父郡では大屋川に沿った養父町広谷に遺構があり、八木川流域の八鹿町朝倉・米里^{めいり}付近にも条里があったのではないかと考えられている。

これより以北の日高町・豊岡市から出石町にかけての平野部は気多・城崎・出石郡の中心部で、但馬でもっとも広い平野であり、条里制遺構はきわめて顕著であって、最北部は豊岡市野上^{のじょう}・森津付近に及ぶ。ここでは条里の方向はほぼ南北が経度線に、東西は緯度線に一致するが、豊岡市に八条・五条、出石町に東条の地名が残っていることから、石田松蔵はこの地域の条里は東南端の出石郷を基準にして、ここから北へ一条・二条と進んだのではないかと考えた(『神美村誌』『但馬史』1)。

円山川の支流の奈佐川・稲葉川の流域にも条里があった。矢田川流域や岸田川流域にも条里があったらしく、旧二方郡の美方郡温泉町には「十五条三里八坪字天谷」の地名が一一七四年(承安四)九月の後白河院庁下文案(『平安遺文』四八七六号)に見え、条里制が施行されていたことを史料的に証明できる。

出石地方の 最近は圃場整備が進行して、条里制遺構に見誤られそうであるので、条里制遺構を検討する

条里制遺構 にはできるだけ古い地図によらねばならない。現在、国土地理院から発行されている地図は、

もと陸軍省陸地測量部が測量した作戦用の軍用地図がもとになっているが、五万分の一の「出石」は「鳥取四号」として（鳥取連隊の作戦範囲ということである）一八九八年（明治三一）に測図された。その後、一九三二年（昭和七）に修正図が出て、戦後の一九五三年（昭和二八）にも空中写真（航空写真）その他で応急修正している。古い地図で見ると、旧出石郷と旧安美郷の出石川の兩岸にひろがるもっとも広い耕地で条里制遺構が顕著で、この地方の道路は地図上で延長してゆくと日高町・豊岡市域の道路につながっているのは、それが条里によるものであることを如実に示している。

史料の上でこれを実証するのは、神床家文書の神戸郷絵図（「荘園の図」として出石町指定の文化財）の条里図である。この絵図には年紀がないが、絵図に描かれている鳥居や出石川にかかる橋の形、サタキヨ名・キヨヤス名・トモヨリ名・ムネサネ名・ヨナマス佃やカイヤ垣などの名称や一筆当たりの面積などから鎌倉時代のものと考えてよいが、一宮領神戸郷は整然と条里で区画されていて、鳥居から橋に至る参道が条里の基準線になっていることが分かる。この絵図は但馬における唯一の条里制遺構図でもあるのである（社領の分析は二七四ページ写真116参照）。

ただ、出石町域には小字名に坪番号の付いたものがない。関連ありそうな小字名としては上村の坪口、丸中のミイケ坪・八反ヶ坪、大谷の大坪、三木の西ノ市、片間の大坪、宮内の坪ノ内・取坪、袴狭の大坪・三石橋・三板橋などが挙げられる。袴狭の三石橋・三板橋は中小路・六反田を間に挟んでいるが、同じ並びに

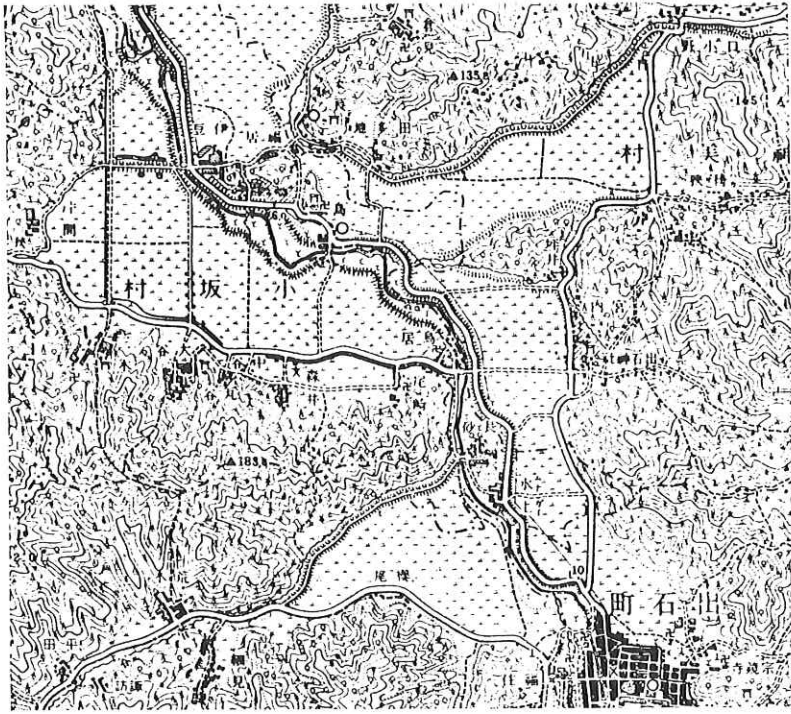


写真 82 最古の陸地測量部地図「出石」・部分（国土地理院発行5万分の1地図）

あるのが注目される。六反田は安良・荒木にもあり、五反田は鍛冶屋・水上・安良にあり、一町田（または一丁田）は町分・三木にある。また高縄手・縄手先のように縄手の付く小字名も長砂・鳥居・伊豆・福居・町分などに散見する。伊豆に天主場・テンシバなど、馬場とともに城縄手の小字があり、これは中世の城館に関連するものであって条里制とは無関係である。しかし、四条なわの地名が条里の四条の縄手に由来するように条里制によるものも多いので、これも注意しておく必要がある。

古代の駅制

大和朝廷は国・郡（もとは評）・里（の

ちに郷)をおいて地方制度を整備する一方で、中央と地方の連絡のために道路を整備した。駅制は六四六年(大化二)正月の「大化改新詔」の第二条に「初めて駅馬・伝馬を置く」とあることに始まるとされているが、『日本書紀』のこの記事はのちに「大宝令」によってさかのぼって修飾されたものらしいことが明らかにされた。しかし、『日本書紀』には六七三年(天武天皇元年)に隠(なほり)家・伊賀(なほり)駅家が、六八〇年(天武天皇八年)に迹見(とみ)駅家が記されていて、七世紀後半には畿内とその周辺でしだいに整備されつつあったことをうかがわせる。それが大規模に拡大され制度的に確立するのは「大宝令」が制定施行される(七〇一年制定、七〇二年施行)八世紀になってからであった。「厩(く)牧(ま)令」の諸道置駅馬条には、駅馬の数を「大(おほ)路(みち)廿(に)疋、中(な)路(みち)十(じ)疋、小(こ)路(みち)五(ご)疋」と規定している。大(おほ)路(みち)とは京師(きやうし)と九州(きゆうしゅう)大宰府(だいさいふ)を結ぶ(むす)道路(だうぢ) (山陽道)で、中(な)路(みち)は東海道・東山道、その他は小路になるから、山陰道は小路である。

当時の山陰道は交通量も少なかったとみえて、八〇八年(大同三)五月に但馬国で三駅を廃止したことが『日本後紀』に見える。『延喜式』(九二七年完成、九六七年施行)に見える粟賀・郡部・養耆各八疋、山前五疋、面治(めじ)・射添(いそ)各八疋、春野五疋、という駅家とその駅馬の数は、三駅を廃止したのちのことになる。残念なことに廃止された三駅の名が記されていないので、駅を比定するのが、たいへん厄介である。

但馬の七駅のうち、粟賀(山東町粟鹿、旧粟鹿郷)・養耆(八鹿町八木、旧養耆郷)・射添(村岡町、旧射添郷)はあまり疑問がない。郡部駅は、『日本地理志料』は八鹿町米地(やまぢ)にあて、『校補但馬考』はこれを「輕部駅」の誤写とみて養父町広谷・小城あたりをその旧地とみる。吉田東伍の『大日本地名辞書』や、井上通泰の『上代歴史地理新考』では養父町養父市場をあてており、『兵庫県史』もこの説を採用している。



写真 83 面治駅跡とされる面沼神社付近
(温泉町)



写真 84 春野駅の所在が推定される矢根部落
(但東町)

は面沼（現めぬま）神社になっている。伝写のさいの誤りである。

春野駅は、『校補但馬考』では大野の誤りとみて、七美郡熊次荘の大野にあてた。同書は、郡部駅は輕部駅の誤りとみて養父郡輕部郷（養父町広谷付近）にあて、山前を因幡山崎駅の混入とみて、これをはぶいて但馬には六駅があったとしたのである。『兵庫県史』は、但馬には山陰道のほかに、丹後国府と但馬国府を結ぶ道路があったはずで、春野駅はその途上の駅と考え、春野との訓の類似から出石郡埴野郷（はにの）に比定し、埴野郷の出合・矢根付近とする『大日本地名辞書』の説を採用した。

山前駅については、隣国因幡の山崎駅が誤って混入したとする説（『校補但馬考』）、養父郡関宮町の西部の熊次荘とする説（『大日本地名辞書』、駅次が熊次になったとする。七美郡駅家郷、いまの村岡町との説もある）、村岡町福岡とする説（『上代歴史地理新考』）などがある。

面治駅は美方郡温泉町井土の面沼社付近とする『校補但馬考』の説が有力である。

『延喜式』では駅は面治駅だが、神名帳で

駅馬の数

さて、但馬の七駅の数、八疋の粟賀・郡部・養耆・面治・射添の五駅と、五疋の山前・春野の二駅の差があるが、合計すると五〇疋になる。

『但馬史』は七駅のうち三駅が廃止になったと錯覚したが、これは三駅が廃止になった結果として七駅になったもので、駅馬の五〇疋は、小路の駅馬五疋の規定の一〇駅分に相当する。

このことが確認されると、山前駅を因幡山崎駅の混入と考える『校補但馬考』の説は成立しなくなる。山前駅をも含めて但馬の駅を考えねばならない。駅馬の数では高橋美久二が考えた播磨の山陽道の例が想起される。山陽道では大市・布勢・高田・野磨の四駅が「鹿牧令」の定める大路二〇疋に一致するが、明石・草上二駅は三〇疋、賀古駅は四〇疋と超過する。その理由は明石・賀古間に一駅(おみ)邑美駅と仮称、賀古・草上間に一駅(さつ)佐突駅が廃止になって、その駅馬が隣接の駅に折半して一〇疋ずつ移されたため、賀古駅は両方から一〇疋ずつを加えられて四〇疋になったと説明したのである。

但馬の場合はこのような方法はとられなかった。廃止された三駅一五疋を三疋ずつ五駅に移したのである。したがって三疋の加配に与らなかつた山前・春野二駅はその需要度が低い、つまり交通量がさらに少ない駅か、隣接する駅との距離が短くて負担の軽い駅ということになる。その意味では春野駅を丹後国府と但馬国府を結ぶ道路に沿った埴野郷に充てようという考えには納得できるが、山前駅の説明がつかない。ただ廃止された三駅の名が明らかでないので、駅と駅との距離はあまり重視することができなくなる。中間にあった駅が廃止になった結果として、当然、異様に距離が長くなる事態が予測されるからである。

第四節 揺らぐ律令制

健児の制

前節で述べた律令制による兵士役は、実際には無用の長物と化し、さまざまな弊害を生じたので、政府は七一九年(養老三)に諸国の軍団や兵士数を減じ、志摩・若狭・淡路三か国については全廃し、七三九年(天平一一)にはいったん全国の軍団を廃止したが、七四六年(天平一八)にはまたこれを復置した。天平の一〇年代は七四〇年(天平一二)に藤原広嗣の乱があり、七四二年(天平一四)に廃止した大宰府を七四五年(天平一七)には復活させるなど制度的に混乱した時代であった。次いで七八〇年(宝亀一一)には三関・辺要の国々を除いて羸弱(るいじやく)(かよわい)の兵士を帰農させ、別に国の大小に応じて員数を定めて殷富(いんぷ)〔富み盛んなこと〕の百姓のうち弓馬の才能あるものを徴発して兵士とした。さらに七九二年(延暦一一)には、陸奥・出羽・佐渡と大宰府管内の諸国を除いて諸国の軍団をことごとく廃止し、これに代わるべきものとして健児(こんでい)の制を創設した。その後、陸奥・出羽・佐渡の軍団も廃止されたりしく、『延喜式』には大宰府管内を除く五七国の健児数が挙げられている。最高は陸奥の三二四人を筆頭に、常陸・近江が二〇〇人、武藏・下総が一五〇人でこれに続き、伊勢・相模・上総・美濃・信濃・上野・下野・出羽・越前・越後・出雲・播磨・讃岐は一〇〇人だが、その他の国々では五〇人のところが多く、和泉の二〇人を最低として、河内



写真 85 大宰府跡 (太宰府市・太宰府市提供)

・摂津・伊賀・志摩・安房・飛騨・若狭・佐渡・丹後・石見・隠岐・淡路・阿波・土佐など三〇人の国もかなり多数にのぼる。畿内は人口に比して健児数が少ないが、中央の六衛府の武力がこれを補っていたのであろう。東北地方については別に鎮兵があり、陸奥五〇〇人、出羽六五〇人と定められている。さきの健児に加えると陸奥は八二四人、出羽は七五〇人となり、小規模な蝦夷の蜂起にはこれで対処し得る計算なのであろう。

さて、健児の数は、但馬は五〇人で、まず諸国の平均である(五〇人の国が一八か国、五〇人以上の国は二か国、五〇人以下の国は一八か国ある)。しかし、正丁の三分の一を兵士とした律令の兵制からすれば、これはまた思いきった減員である。減員を必要とした最大の理由は国家財政の破綻^{はたん}であった。「延喜式」は、律令制の完成した段階を示すのではなく、むしろ律令制の崩壊を抑止しようとした最大努力の結晶であったとみるべきものである。

『延喜式』に規定する諸国器仗^{きじょう}(武器)は毎年諸国に作らせた品目と数量が拳がっており、仗(器は軍器、仗は儀仗と『令義解』にみえる。ふつうは甲Ⅱ鎧Ⅱ以外の兵器を仗という)は色別一個を朝集使に付して上進し、兵部省と兵庫でその品質検査をしたのち兵庫に収めた。あとの器仗は諸国の兵庫に収めた。但馬の器仗は甲三領、横

表 22 甲1領に要する材料与価格

品目	用 量	単 価(束)	価(束)	摘 要
鉄	40斤	駿河 4.5 周防 0.3(斤別)	180.0 12.0	10年駿河帳による
糸	3両3分4銖	但馬 10.0(小斤) 駿河 61.7	2.0 11.2	周防は斤別32束 越前は斤別25束
布	10尺	0.46(尺別)	4.6	10年駿河帳による 1段直12束とあり
鹿皮	3枚	8.0(枚別)	24.0	10年駿河帳
粉米	1升 2升	0.2(升別) 0.1(")	0.2	10年駿河帳 9年駿河帳
綿	5両1分2銖	1.26(兩別)	6.5	9年駿河帳
袋布	20尺	0.34(尺別)	6.8	9年駿河帳
緋繩	糸8両,長4.2尺	61.7(斤別)	30.85	9年駿河,周防は尺別1束, 端裏用
錦繩	" "	"	"	頭牒(ハミツツミ,クビメ クリ)用とする

村尾次郎『律令財政史の研究』より。

刀八口、弓二〇張、征箭(矢)二〇具、胡籛(矢を入れて負う器)一〇具で、これもほぼ諸国の平均値に近い。当時、甲一領に要した材料与価格については村尾次郎の『律令財政史の研究』に表出されており、駿河で稲二九五束、およそ三〇〇束であったというから、毎年三領ずつ作ると九〇〇束ずつかかる計算になる。古い甲は当然破損してくるから、これを補修する必要もでてくる。「但馬国正税帳」には、年料修理器仗、つまり破損した器仗の修理料として一年間に使った額が一四四束であって、その内訳は、短甲一三領、箭三三具、大角一口、小角一口、弓五五五張、槍七四柄、振鼓五面、鑼(どろ)一柄、楯四枚、が修理の対象となることが記されている。修理に要したものは、馬皮長四尺七寸が三四束、鹿洗韋三三張のうち一五張は一広二尺八寸が三四束、鹿洗韋三三張のうち一五張は一張が一二束、一〇張が一一束、八張が一〇束で計三七〇束、緋繩一匹二丈八尺が九八束(二匹単価は六八束、一匹は六尺)、綿一四斤八兩(きん)が七二束(二斤単価五束、糸

第3章 古代の出石

表 23 田令による位田

位		位田
一品 二 三 四		80町
		60
		50
		40
	正一位	80
	従一位	74
	正二位	60
	従二位	54
	正三位	40
	従三位	34
	正四位	24
	従四位	20
	正五位	12
	従五位	8

四九斤が四九〇束（一斤単価一〇束）、布四端が一〇〇束（一端単価二五束、一端は四文であったという。多くの修理材料を必要としたのは短甲一三領でこれは金漆塗りで、その細目までが記されている。器仗の修理料が年間一四四束もかかったということは、決して少ない額ではない。

不足する但 『延喜式』卷二十二民部上に「凡そ但馬・紀伊・阿波などの国、位田いせんを置くことを得ず」と馬の口分田 という規定がある。位田とは有品うりほん（二品から四品まで）の親王と五位以上の王臣に支給される田で、田令によれば、左表のように差があり、女子には男子の三分の二が与えられ、それぞれ輪租の義務を負った。位田は二分の一は畿内で、残り二分の一は畿外に設定され、一か所で一〇町を超えないようにし、位田を与えられたものの死後も一年間はそのままにしておかれ、一年後に収公した。この死後一年間は収公しない定めは七七八年（宝亀九）四月八日に改められた制度で、七二六年（神亀三）二月朔日つきたちの制では、死後六年間は収公しないことになっていた。五〇年後に六年を一年に縮めたのは、要するに口分田が不足するためであるが、さきに掲げた但馬・紀伊・阿波三か国に位田を置かないことを定めたのも、この三国ではとくに口分田が不足していたことを示すものだと思われる。

出石に来た 官位相等表によれば、大國の守は従國守たち 五位上、上國の守は従五位下、中國の守は正六位下、下國の守は正七位上相當の官であって、國司の位はそう高いものではない。但馬は七五七年（天平宝字元）五月八日、介一員（人）が増加に

表 24 但馬守一覽

官位	氏名	在任期間	出典
従5位上	阿倍安麻呂	715(靈龜元)5.22任	続日本紀
外従5位下	陽侯真身 (楊胡史)	741(天平13)8.9任	〃
外従5位下	壬生宇太麻呂	749(天平勝宝元)5.14任	〃
従4位上	山背王	757(天平宝字元)6.16任	〃
坤宮大弼 従3位	藤原弟貞×	760(〃4)正16見	〃
正4位下	高麗福信	763(〃7)正9任	〃
〃	〃	764(〃8)10.20任	〃
大藏卿従3位	藤原魚名×	770(宝龜元)8.28任	〃
外衛大將正4位上	藤原継繩×	771(〃2)閏3.朔任	〃
従4位下	安倍息道	772(〃3)4.20任	〃
従5位下	藤原刷雄	774(〃5)3.29任	〃
従5位上	田中王	778(〃9)2.4任	〃
左兵衛督 従4位下	紀古佐美×	782(延暦元)2.7任	〃
従5位上	大中臣繼麻呂	788(〃7)2.6任	〃
	紀古佐美×	792(〃11)2.2任	日本紀略
中納言従3位 造宮大夫近衛大將	藤原内麻呂×	799(〃18)4.11見	日本後紀
正4位下左大弁 東宮学士	菅原真道×	803(〃22)正.任	公卿補任

×印は遷任の国司。

なつた(『続日本紀』)。つまりそれまで中国であったのが、上国に改められたということである。七七五年(宝龜元)三月二日には但馬に大小の目を置くことが決まった。大国なら掾・目ともに大小二員いるのに、目だけを二員にしたということは半ば大国待遇ということであろうか。

奈良時代から平安初期までの、つまり但馬国府が出石にあったころの但馬守の官位を見てみると、表24のようになって、必ずしも官位相等表のとおりになっていない。とくに七五七年(天平宝字元)六月に但馬守になった山背王は左大臣長屋王の子で、母が藤原不比等の



写真 86 旧高田郷推定地の一つ祢布付近
(日高町)

女であったことから藤原弟貞と名を改め、七六〇年(天平宝字四)正月には但馬守のまま坤宮大弼(紫微中台、すなわち皇后宮職を改称したのが坤宮官、大弼はその次官)に任じたが、位は従三位であった。また七七〇年(宝龜元)八月二八日に但馬守に任ぜられた藤原魚名は、藤原北家房前の子で従三位大藏卿の職にあった。この二人は、但馬が初めて迎える大物国守であった。坤宮大弼や大藏卿の重職にあるのだから初めから在京したままで任国には赴任しない、いわゆる遥任の国司として発令されている。魚名はのちに内大臣から左大臣に昇ったが、氷上川継の事件に連坐して大宰府に左遷され、その路次で病を得て召し帰され、間もなく死んだ人物である。藤原継縄ものにちに正二位右大臣まで昇ったが、『続日本紀』後半の編纂の中心人物となったから、

文筆にはすぐれていたことと思われる。外衛大将で但馬守を兼任したのだから、当然これも遥任の国司である。紀古佐美も左兵衛督で但馬守を兼任した。藤原内麻呂はのちに右大臣にまで昇任したが、七九九年(延暦一八)四月造宮大夫に任ぜられた。このとき中納言従三位近衛大将但馬守元の如しとある。いずれも遥任である。

八〇四年(延暦二三)一月に但馬国府は出石郡から気多郡高田郷に移されたが、この時の但馬守は菅原真道であった。正四位下左大弁東宮学士の官位をもつ真道も、遥任の但馬守であった。このようにしてみると、気多郡高田郷に国府が移される以前の、つまり出石郡に国府があったころに着任した国守は、中央で重要な顯職についていない比較的地位の低いものたち

だけであったことが分かる。遷任の国守は、その代理として目代めだいに出石に派遣していたことになる。

国司の苛政

国府が氣多郡に移ったのちの国司については、特徴あるものを摘記するにとどめる。八四二年（承和九）七月、いわゆる廢太子の変（承和の変）が発覚して、皇太子恒貞親王が廢された。

陰謀の中心人物は伴健岑ばんけんそんと橘逸勢たちよせで、二人は捕えられて健岑は隱岐に、逸勢は伊豆に流され、逸勢はその途中駿河で死んだ。逸勢は橘奈良麻呂の孫、遣唐使に従って入唐したが名筆家として知られ、三筆のひとつに数えられるが、但馬権守ごんのかみの任中にこの事件は起きている。もう一人の主謀者である伴健岑は春宮坊帯刀はるみやうぼうたてであった。春宮坊帯刀とは皇太子の護衛官である。皇太子護衛官と共謀するのだから橘逸勢の但馬権守も但馬常駐ではない。大体、権守は遥授の官なのである。

九八〇年（天元三）一二月一日の夜、但馬守堯時の邸に強盗數十人が押し入って財物を盗むという事件が起こった。このころになると京都の治安も悪化していて、夜盗・強盗ごうとうの輩やうばいが徘徊したが、受領うりやうの邸がとくに狙われたのは、「受領は倒れるところに土をもつかめ」（『今昔物語集』）といわれたほど貪欲で、在任中に蓄財をこととしたためである。

九九九年（長保元）八月九日、一条天皇の中宮藤原定子は職曹司しきのそうしより大進平生昌たいしんたいらのなりまさの邸に移られた。定子は藤原道隆の女で、九九〇年（正暦元）一月に一五歳で入内いりうちし、やがて中宮になられたが、父の道隆が死んだのちには左大臣藤原道長の天下となり、道長は女彰子を入内させる。中宮定子が平生昌の邸に移られたのは、敦康親王出産のためだが、その間に中宮定子の世話をした中宮職の大進であった生昌は、但馬守や播磨守を歴任した受領で、不遇の中宮に献身したさまが『枕草子』に描かれている。定子はやがて皇后に立たれたが、



写真 87 石清水八幡宮（八幡市）

翌年、皇女^{すしこ}皇子^{すしこ}内親王^{すしこ}を出産し、その翌日に亡くなった。そしてこれらはすべて生昌邸におけるできごとであった。

一〇二三年（治安三）四月、但馬国朝来郡の郡司七人が上京して、国^{くに}解^げ文^{ぶん}と院^{いん}御^{おん}莊^{しょう}司^し申^{まう}文^{ぶん}を捧^{たま}げて但馬守藤原実経の非法を訴えた。実経は父の権大納言藤原行成に頼んで七人を軟禁した。政府は宣旨を下して身柄を引き取ったが、実経は七人を殺そうとしていたらしい。露頭するとよほど困ると考えてのことらしいが、父子ともに不面目なことだと右大臣藤原実資はその日記『小右記』に記している。結局、七人の訴えが効いたのか、六月には実経の国務が停止されたが、翌月には実経は許されて国務を再開しているから、処罰はき

わめて形式的なものであった。訴えの内容については記すところがないので分からない。

一〇三五年（長元八）一二月、但馬守源^{のりまさ}則理^{のりまさ}は右少史高橋文俊の推問を受けた。則理は但馬で石清水八幡の別宮の神人を射殺したと訴えがあったからである。則理は但馬の八幡別宮司である宿^{すくね}祢^ね衆^{しゆ}長^{ちやう}が官物を納入しないために身柄を拘禁したらしい。八幡別宮の別当・神人らはそれを不満として、数百人を率いて国府近くまで押し寄せ、衆長を奪い返し国司の館に乱入する動きを示した。これを防ごうとする国衙役人との間で武力衝突がおきて、神人側に矢にあたって死ぬものが出たのである。石清水八幡宮は態度を硬化させて、別当がこれを訴え、則理も国解^{くにげ}状^{じやう}を進めてこれに対抗した。太

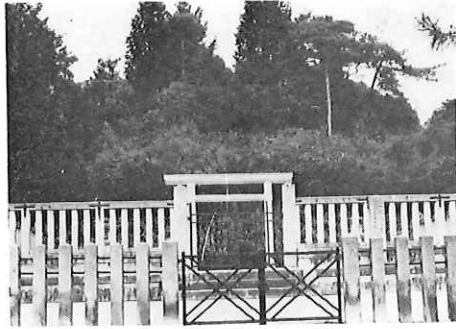


写真 88 後一条天皇陵（京都市）

政官は右少史高橋文俊を現地に派遣して両者を推問した。その後、後一条天皇が亡くなったたりして処分がおくれたが、一〇三七年（長暦元）五月、国守則理を土佐へ、刑部大輔相奉を伊豆へ、散位成任を佐渡へ、小野近則を常陸へ、重氏を安房へ、尾張忠親を隠岐へ流罪にして事件は結着をみた。この六人は但馬の国衙側の関係者であった。これらの流罪になった連中も、半年後には恩赦に浴して召し返されている。

源則理の事件後しばらくして、但馬守源章任というものが出た。章任は美作・丹波・伊予・但馬の国守を歴任した典型的な受領で、「家大いに豪富、財貨蔵に盈ち、米穀地に敷き、庄園家は天下に布き満ちて、本朝の陶朱・倚頓」〔続本朝往生伝〕とまで評された男である。中国の大

富豪である陶朱・倚頓が例えに引かれるほどだから、その富裕ぶりも察せられよう。章任は性格的なけちん坊で、国司たりしときには貪欲を第一義としたという。章任が但馬守であったところに、宋商張守隆の船が但馬に漂着した。朝廷は宋船漂着の報告を受けると、対策を協議して前大隅守中原長国を但馬介に、民部少丞藤原行任を但馬掾に任じて、宋商を存問させようとした。ところが、但馬守章任がすでに存問をすませたことが明らかになったので、あわてて長国・行任らの任を解き、その赴任を中止させた。ところが翌年（一〇四五）八月、くだんの宋商が「国司が雑物を押領して返してくれない」と朝廷に愁訴した。強欲で有名な章任らしい横領である。ところが、章任は熱心な念仏者であった。けちん坊だから堂塔を建てて仏教を広める



写真 89 昭和48年に遷宮された伊勢神宮
(外宮)

ようなことはしなかったが、日々に阿弥陀経を四九遍ずつ読誦することを怠らなかった。けちで貪欲この上なかつたけれど、臨終のときは正念にして極楽に往生した。「往生は必ずしも今生の業によるものではなく、前世の宿善によって極楽にいけることもある」と『続本朝往生伝』に書かれている。

太田莊の盗 院政期の公家、中御門右大臣藤原宗忠の日記『中右記』に、但馬国太田莊の盗犯殺害人の赦
犯殺害人 免についての記事がみえる。

一〇九七年(承徳元)二月のことであった。その前年白河上皇は皇女郁芳門院媞子内親王の死を悲しみ、出家して法皇となられた。一〇年以前から始まっている白河院政はいよいよ成熟期に入ろうとしていた時期で

ある。二月六日、但馬国太田莊住人、美濃国米田莊住人、信濃国住人、摂津国六車莊住人を特赦にするかどうかが問題になった。但馬国太田莊住人らは、何故捕まったのか。話は一〇九五年(嘉保二)の伊勢神宮遷宮の役夫工にさかのぼる。伊勢神宮は二〇年目ごとに建物を建てかえて遷宮式を行ってきた。内宮は九〇五年(延喜五)以後一一回目の遷宮の年を迎えていたのである。外宮は二年遅れで同様の建てかえを守ってきている。遷

表 25 伊勢内宮の
遷宮年

年 号	西暦
延喜5年	(905)
延長2年	(924)
天慶6年	(943)
応和2年	(962)
天元4年	(981)
長保2年	(1000)
寛仁3年	(1019)
長暦2年	(1038)
天喜5年	(1057)
承保3年	(1076)
嘉保2年	(1095)



写真 90 太田荘(亀ヶ城付近・但東町)

宮に際しては諸国に造宮料が割り当てられるほかに、諸国一律に役夫工米が課せられたが、院政期は造寺造塔の工事が多い上にその前年から気候が不順で、地震が頻発し疱瘡が流行するなどの悪条件が重なって、造宮料と役夫工米の徴収をめぐって諸国で衝突が起こっていた。

衝突は内宮造宮使と諸国使が、難渋する農民を無理に誹責(厳しく責めとめること)して非法を強行することで起こっており、一〇九五年(嘉保二)年遅れて支払うことを申し出ている。美濃国では役夫工使が源国房朝臣の郎従のために凌轢(暴力を加えること)され、国司義綱に命じて犯人を召し進むべき旨の宣旨が出たが、国房は事を左右に寄せて召し進めないで、重ねて確かに犯人の在所を尋ねて、召し進むべき由の宣旨が出されたことが知られる。但馬国太田荘住人らの盗犯被害もこのような状況のなかで起こったものだが、事件が殺人罪であるだけに犯人として捕えられて、京都に身柄を送られていたらしい。

明法博士範政は、但馬・美濃・信濃の住人は盗犯殺人だから特赦の対象から除外して檢非違使にその罪を勘問させ、摂津国六車荘住人だけを原免(許すこと)する意見を出し、結局そのようになったらしい。六車荘は『莊園志料』では六庫荘(武庫荘)のこととしているが、ここでは荘司季正なるものが神民(役夫工使のことであろう)を凌轢したのであるが、このほかにも摂津には役夫工を難渋する莊園が多くあった。

第3章 古代の出石

力を、貞行はもっていたのである。

それから一〇〇年足らずのちの但馬の八幡別宮の別当らは、数百人を率いて但馬守源則理と武力で対抗する力をもっていた。それから太田荘住人の事件はさらに六〇年以上のちのことになるのだが、但馬の各地にこのような在地の有力者たちが蟠踞ばんきょ（広い土地を支配して、勢力を振るうこと）するようになっており、それぞれ武力を蓄えて対立抗争する武士の時代が、もう動き始めていたのである。

人口と田積
古代には、但馬にどれほどの人が住み、いかほどの田があったのであろうか。古代の但馬の戸籍を集計すれば人口は分かるはずであるが、但馬の戸籍は断簡も残っていない

表 26 但馬の郷数

郡	郷数	元和刊本郷数
朝来	9	8(牧田を欠く)
養父	13(14)	10(寶母、長田、老左、左駅里を欠く)
出石	7	7
気多	8	8
城崎	5(6)	6
美含	5(6)	6
二方	8(9)	9
七美	4(5)	5

高山寺本を主として作成した。
()は高山寺本になく、刊本で補ったもの。

検非違使の但馬国太田荘乱行についての問注は、一か月後の三月一四日に、美濃国米田荘乱行については四月一六日に出され、法に任せて罪科に処せられている。

すでに藤原純友の乱のころには、朝来郡朝来郷には純友の郎等藤原文元・文用兄弟を討ち取った賀茂貞行がいた。貞行は文元・文用兄弟を欺いて酒食をもてなし、数百の兵を率いてその寝込みを襲ってこれを殺したという。一夜のうちに数百の兵を集め得る

表 27 但馬の郡別推定人口

郡	15人なら	20人なら
朝来	6,750	9,000
養父	9,750(10,500)	13,000(14,000)
出石	5,250	7,000
気多	6,000	8,000
城崎	3,750(4,500)	5,000(6,000)
美含	3,750(4,500)	5,000(6,000)
二方	6,000(6,750)	8,000(9,000)
七美	3,000(3,750)	4,000(5,000)
計	44,250(48,000)	59,000(64,000)

表 28 諸書に見る但馬の田積

書名	記載田積
『倭名類聚抄』	7,555町8段5步
『拾芥抄』	7,743町
『伊呂波字類抄』	8,841町
『掌中歴』	7,115町
『節用集』	8,016町
『海東諸国記』	水田7,140町

郷戸平均二〇人はやや過大評価のように考えられるから、但馬全体で概数四万五千人ないし五万人、出石郡は五千人ないし六千人という数字が得られる。

田積は『倭名類聚抄』に田七五五町八段五步、『拾芥抄』では田七七四三町、『伊呂波字類抄』では本田八八四一町、『海東諸国記』では、水田七二四〇町という数字があがっている。『倭名類聚抄』は九三一一〜九三七年ごろに編纂された日本最初の百科辞典、『拾芥抄』は鎌倉中期ごろ、一三世紀後半ごろにはぼその原形ができたらしく、『伊呂波字類抄』は一一四四年(天養元)の成立だが、その後増補されてここに挙げたのは鎌倉時代の増補版である。『海東諸国記』は一四七

ない。そこで、ここではごくおおざっぱな概算をしておこう。

但馬八郡の郷数は、『倭名類聚抄』によれば、表26のとおりである。

令制の一郷は五〇戸(郷戸)より成る。『令義解』によれば、六〇戸に満てば一〇戸を割いて一里(郷)をたて、一〇戸に満たざれば大村につける定めであった。ここにいう戸はいわゆる郷戸であって、その規模は一〇人前後の小規模なものから一〇〇人を超えるものまでさまざまあるが、平均して一五人ないし二〇人と計算すると、およそ表27のようになるであろう。実際問題としては、城崎・美含二郡の余戸郷は五〇戸に満たなかったと考えられるし、

表 29 「寛永16年但馬国中御知高帳控」

郡	田積	%
朝来	18,099.9	12.9
養父	24,101.6	17.2
出石	26,782.5	19.1
気多	18,377.4	13.1
城崎	21,402.6	15.2
美含	11,721.7	8.3
二方	13,214.7	9.4
七美	6,700.0	4.8
計	140,400.4	100

『校補但馬考』による。

一年に朝鮮の申叔舟が著した書だから、参考ていどと考えてほしい。時代が下がるほど墾田がすすんで田積が増えるのは当たり前であるが、およその見当はつけられよう。近世初頭の但馬各郡の村高合計では、出石郡は但馬全体の約一九パーセントを占めている。円山川下流域の開拓が進む以前はこの比率はさらに高かったはずだから、古代では出石郡で二割以上の耕地を占めていたかと思われる。出石地方が早く開けた最大の理由はここにあったのである。

第五節 古代の社寺

一宮の神階

今日では小さな稲荷社でも「正一位稲荷大明神」の額を掲げているが、神に授けられる神階は、もともとさほど高いものではなかった。

『延喜式』の「神名帳」に見えるいわゆる式内社の数は、但馬は一三一座もあって、播磨の五〇座などに比べて異常に多いことはすでに述べた。数は多いのだが、神階を授けられたのはわずかに八社、それもさほど高い神階ではない。

八四五年（承和一二）七月、出石郡の出石神、養父郡の養父神、朝来郡の粟鹿神が国司の解状（げじょう）によって初めて従五位下の神階を受けた（『続日本後記』）。それまではいずれも無位であった。八六八年（貞観一〇）一二月には出石神・粟鹿神が従五位上から一階を進めて正五位下になった。従五位下から従五位上に昇階した時期は明記されていない。このとき、従五位下であった山神・戸神・雷神・櫛椒神（はじかみ）・海神はいずれも従五位上になった。同年閏一二月には正六位上大岡神・左長神・七美神・菅神がともに従五位下になった。その四か月の八六九年（貞観一一）三月には、従五位上養父神に正五位下が授けられて、取り残されていた養父神が出石神・粟鹿神に追いついた。八七四年（貞観一六）三月には出石神・養父神・禾鹿神（粟鹿神）が今度はそろっ

第3章 古代の出石

なって、承平・天慶の乱の起ころころには、勅して天下の名神に位一階を進め、極位の神には封戸を奉るへ九三九年（天慶二）正月」とか、天下諸神に位一階を進むへ九五二年（天曆六）四月」などのような一律昇叙があらわれる。その前徴は八九七年（寛平九）一二月の五畿七道の諸神三四〇社の位一階加叙であるが（『日本紀略』）、それはますます一般化され拡大されたといえる。また、すでに始まっていた神仏習合の風潮はこのころから、仏舎利を諸社に奉ったりへ九四八年（天曆二）九月）、社僧を遣わすなど、いよ



写真 91 海神社（豊岡市 小谷茂夫氏提供）

て正五位上になった。それから約一〇年後の八八五年（仁和元）二月、正六位上の神階をもつ絹巻神が従五位下になった（以上『日本三代実録』）。絹巻神がいつ正六位上になっていたのかは明記するところがない。

『日本三代実録』には「山神戸神雷椒神海神」となっているが、『新訂増補国史大系』本に従って「雷椒神」を「雷神檮椒神」と読んだ。「大岡神」は現日高町の大岡山の神とすれば、式外の神である。「左長神」は朝来郡の佐囊神（式内社）のことであろう。菅神は出石郡の須義神（式内社）のことである。

各地の諸社に対する神階の昇叙は一〇世紀も半ばごろになると急に少なく



写真 92 絹巻神社（豊岡市）

いよ体制として目立つようになってくる。

出石大社の

九七六年(貞元元)二月二五日、京都の朝廷では但馬国からの言上について評議が行われた。

烏雀群集

但馬国の言上とは、出石

大社は但馬第一の靈社であって、その靈威に怖れを成して神域内には烏雀・蚊虻(か・あぶ)も入らなかつたのに、どうした

たことか近ごろ急に烏雀が群集している。

天下の変異の前兆ではないかと恐れて、

この変異を言上する、というものであつた。

この記事は三つのことを教えてくれる。その一つは出石大社が但馬第一の靈

社としての地位を確立していることである。

神階においては出石社・粟鹿社・養

父社はほぼ平行していたが、神封は出石

社が突出していることはすでに述べた。

『但馬国太田文』に当国一宮の字句があ

るが、それは一〇世紀後半にすでに確立

表 30 但馬諸社の神階

	無位	正 6 位上	従 5 位下	従 5 位上	正 5 位下	正 5 位上	
出石神	○	→	○	→	○	→	○
			承和12年	?	貞観10年	貞観16年	
粟鹿神	○	→	○	→	○	→	○
			承和12年	?	貞観10年	貞観16年	
養父神	○	→	○	→	○	→	○
			承和12年	?	貞観11年	貞観16年	
山 神			○	→	○		
			?	貞観10年			
戸 神			○	→	○		
			?	貞観10年			
○雷 神			○	→	○		
			?	貞観10年			
○檮椒神			○	→	○		
			?	貞観10年			
海 神			○	→	○		
			?	貞観10年			
○大岡神	○	→	○				
	?	貞観10年					
○左長神	○	→	○				
	?	貞観10年					
七美神	○	→	○				
	?	貞観10年					
菅 神	○	→	○				
	?	貞観10年					
×絹巻神	○	→	○				
	?	仁和元年					

×印は式内社に入らない神、 ○印は本文参照。

していたのである。その二は、烏雀蚊虻も怖れて犯さない聖域がもうこのころに成立していたことである。出石大社の禁足地が確認される最初の史料である。その三は、このような怪異の例としてはもっとも早い例のひとつである。神は変異を予告して鳴動することがある。もっとも有名なものは大和国多武峯（とおのみね）の鳴動であるが、それは九八四年（永観二）一月が最初らしい（『小石記』）。それ以前にも、山城の石清水八幡宮の鳴動（八八六年（仁和二）五月、八八九年（寛平元）五月など）とか、紀伊の日前国懸宮（くまかみ）の鳴動（九四〇年（天慶三）九月）、山城の賀茂上社の鳴動（九六六年（康保三）五月）などいくつかの例があるが、それらの中央に著聞する大社に伍（くみ）して出石大社がその変異を朝廷に上申し、朝廷で卜定（ぼくてい）（善悪を占い定める）が行われたことは注目すべきことである。

ただ、その神威がその後続かなかつたのは、出石大社の神威そのものが、しだいに中央にとどかなくなっていたことを暗示している。但馬でこそ一宮としての尊崇を集めてはいても、地方的大社になってしまっていくことはいかんともしがたかったといえる。

出石大社の

天日槍の伝承地である三宅（豊岡市）の慈等寺のトウ屋敷からは軒丸瓦が出土して、現在は中島

神宮寺

神社に保存されており、また同寺の参道脇からは白鳳期の鴟尾瓦の破片が出土している（慈等

寺所蔵）。鴟尾は古代寺院の大棟の両端を飾った棟瓦で、白鳳期にはここに寺院があった証拠で、その寺は



写真 93 出石神社の禁足地

薬琳^{やくりん}廢寺と名付けられている。袴狭には最初の国分寺があったことはすでに述べたが、やや遅れて平安中期には出石大社に神宮寺が成立していたはずである。

室町時代には總持寺が出石大社の供僧をつとめており、一六坊(平手・般若・東光・正福・光明・自性・不動・明王・正覺・長寿院の一〇坊は一六八八年Ⅱ貞享五まで存続)の寺内塔頭^{たちゅうとう}を擁^{よう}する大寺であったが、それが果たしていつごろまでさかのぼり得るのかは明らかではない。

しかし出石神社の境内から、平安中期にさかのぼると思われる古瓦を出土しており、そのころにすでに神宮寺が成立し、供僧(社僧)がいて神前で読経をしていたと考えねばならない。『但馬国太田文』には、神戸郷に法皇寺の名が見えるから、あるいはこれが神宮寺であったかも知れない。

但馬の古仏 一九七六年(昭和五二)三月に発行された『兵庫県指定文化財目録』によれば、但馬で平安時

像 代にさかのぼる古い仏像として

- | | | |
|------------------|----------|------|
| ◎木造聖観音立像(一体) | 豊岡市鎌田 | 文常寺 |
| ◎木造四天王立像(四体) | 〃 清冷寺 | 東楽寺 |
| ○木造十一面観音像(二体) | 〃 野上 | 帶雲寺 |
| ○木造十一面観音像(二体) | 〃 野垣 | 野垣部落 |
| ○木造十一面千手観音立像(二体) | 〃 三宅 | 慈等寺 |
| ◎木造十一面観音立像(一体) | 城崎郡城崎町湯島 | 温泉寺 |
| ◎木造千手観音立像(一体) | 〃 | 〃 |

第3章 古代の出石

- 木造四天王立像(四体) // //
 - ◎木造聖観音立像(二体) // 香住町下浜 帝釈寺
 - ◎木造聖観音立像(二体) // 森 大乘寺
 - ◎木造十一面観音立像(二体) // //
 - ◎木造観音立像(二体) // //
 - 木造四天王立像(四体) // //
 - 木造薬師如来坐像(二体) // //
 - ◎木造十一面観音立像(二体) 美方郡浜坂町清富 相応峰寺
 - 木造不動明王立像(二体) // 温泉町湯 正福寺
 - 木造阿弥陀如来坐像(二体) // 熊谷 善住寺
 - 木造薬師如来坐像(二体) 朝来郡和田山町岡田 法宝寺
 - 木造薬師如来坐像(二体) 養父郡八鹿町浅間 浅間寺
 - 木造薬師如来坐像(二体) 出石郡但東町栗尾 松禅寺
- ◎印は国指定重要文化財 ○印は県指定文化財
- の二〇件があがっている。いずれも平安後期の作と考えられるもので、観音像がとくに多いのが目立つ。二〇件のなかで出石郡関係のものは最後の但東町栗尾の松禅寺の木造薬師如来坐像一体のみであったが、最近になって、次の三件が新しく指定された。

○木造聖観音立像(二体)

豊岡市鎌田

文常寺

○木造地藏菩薩立像(二体)

出石郡出石町松枝

称名寺

○木造薬師如来坐像(二体)

ク

袴狭

袴狭区

豊岡市鎌田文常寺の木造聖観音立像は当寺の本尊で松材の一木彫成、前立像は国指定の重要文化財で同じ藤原時代のものであるが、本尊とされている本像の方がやや古い製作という。

当町称名寺の木造地藏菩薩立像は、称名寺の本堂に安置されている尊像で、像高九六センチメートル、比丘(僧)形で左手に宝珠を捧げ、右手には錫杖(しゃくじょう)を持つごくふつうの地藏菩薩の姿をしている。称名寺は知恩院末の浄土宗寺院で、『校補但馬考』もとりたてて説明をしていないふつうの市中寺院である。どうしてこのような古像が伝えられたのか不思議である。寺伝では前野但馬守長康の臣亀井左馬之介の息女が御内室から拝領して寺に納めたものだというのが、確証はない。前野長康は一五九五年(文禄四)七月自殺して除封となったから、この像が当寺に寄進されたのはそのころかとも思われるが、一メートルに足りない小像(口絵写真参照)であるから移動も容易であり、どのような伝来の由緒をもつかはいっさい分からない。

しかし、この地藏菩薩像も徹底した一木造りの尊像で弘仁様式を多分に残しながら、弘仁仏のもつ量感がようやく薄れて藤原時代へと移りゆく段



写真 94 称名寺

階の作品と考えられている。

出石町袴狭の薬師堂に安置されている木造薬師如来坐像（口絵写真参照）は、おだやかな作風を示す像高九八・七センチメートルの尊像で、像内の背面に、願主僧慶延と治承三年（一一七九）己亥六月己亥の年紀銘をもち、惣追捕使散位源孝遠、下司散位源家広、公文俊□東方部助宗、定使品治重宗のほか五〇人以上の結縁者の氏名が書かれている。胎内銘の最上部の文字を『兵庫県文化財調査報告書』（昭和五六年度は「大垣御厨□所」と読んでいる。大垣御厨は出石郡にあり、『但馬国太田文』によれば田二五町、同開発村三九町、ともに伊勢大神宮領（内宮領）で、領家は綾小路僧正であった。だとすると、この薬師如来坐像は八〇〇年来の在地のものということになる。

しかし、実はこの「大垣御厨□所」は、胎内の最上部にあつて、最後の「所」はよいとしても肝心の「大垣御厨」についてはあまり確実ではない。それとともに、五〇人を超す結縁者の名のなかに、伊和包則、幡摩国末、同国近、秦助重、秦助時、秦倭重、秦次郎丸らの名が見えるのはたいへん気がかりである。伊和氏は播磨一宮伊和神社をまつた由緒を誇る名家で、幡摩氏は播磨氏に通用する。秦姓を名乗るものが四人いるが、秦氏は秦の始皇帝の末裔と称する渡来人系の氏族で、播磨国赤穂郡・揖保郡・賀茂郡、山城国愛宕郡・葛野郡・久世郡・紀伊郡、越前国足羽郡・坂井郡・丹生郡・敦賀郡、摂津国川辺郡・西成郡・島上郡、美濃国加毛郡・多摩郡・本箕郡のほか備前・備中・讃岐・伊予・土佐・河内・近江・若狭・越中・上野・若狭・豊前などにも秦人または秦部がいたことが知られるが、今までのところ但馬に秦氏がいたという徴証はない。さきに触れた朝来郡朝来郷に賀茂貞行というものが天慶の乱のころ（九四一年）にいたことが分かって



写真 95 秦河勝が勧請した木嶋神社 (京都市)

いるが、賀茂氏は大姓で山城国愛宕郡賀茂郷・同相楽郡賀茂郷、三河国賀茂郡賀茂郷・同設楽郡賀茂郷、播磨国賀茂郡、備前国津高郡賀茂郷、安芸国山県郡賀茂郷、淡路国津名郡賀茂郷など諸国の郡郷名にも賀茂郡または賀茂郷は多く、胎内銘の「賀茂尚□、賀茂末松」だけではその地域を固定しかねる。要するに「大垣御厨□□所」が不確かでは決め手を欠くのだが、この仏像が但馬以外で作られた可能性は残り、仮りに製作地が播磨であれば、山名氏が嘉吉の乱以後、播磨を支配していた時期に持ち帰った可能性は強い。

伊福部古墳出 『但馬志攷』第二に、「伊福部古墳ヨリ掘出サレタル土の灰壺石槨 灰壺石槨図」が載せられている。石槨せつかく(石で造った外わ

く)の中には銅製の納骨器が入れられており、それには次のような銘文が書かれていた。

因幡国法美郡「伊福吉部徳足」比売臣「藤原大宮御宇大行」天皇御世、慶雲四年「歲次丁未春二月二」十五日從七位下被賜「仕奉矣」和銅元年歲次戊申「秋七月一日卒也」三年庚戌冬十月「火葬、即續此処故」末代君等不応崩「壞」上件如前、故謹録錚「和銅三年十一月十三日己未

実は銘文は『寧楽遺文』下巻九六七ページに「伊福吉部臣徳足比売墓誌」の名で載せられていて、「因幡国府中出土、益田男爵家所蔵」となっている。同書の解説によれば、この石槨と灰壺は、一七七四年(安永三)六月に発掘されたという。銘文からして因幡国府中出土ならつじつまが合うが、『但馬志攷』の著者

が伊福吉部と伊福部の類似から、これを但馬出土のものと曲解したものに他ならない。

宗鏡寺にある但馬

国府が出石郡から気多郡高田郷に移転すると、国分

国分尼寺の礎石

寺・国分尼寺も新しい国府の近くに移転した。国分

寺は城崎郡日高町国分寺字堂ノ前にその跡があり、礎石や古瓦が露出していたり埋没していて、伽藍がらん(寺院の建物)配置も他に例をみない法隆寺式らしいという。国分寺の東北約一キロメートルのところに国分尼寺跡があるが、ここには安政年間(一八五四〜六〇)までは二六個の礎石がずらりと規則正しく遺存していたという。そのうちの一個が出石町の宗鏡寺の庭に移されているが、長径約一・五メートルの不整形自然石に、径八三センチメートルの円柱座をつくり出し、径二六センチメートルの中央突起をそなえるりっぱな礎石である。このほか、小人区の福成寺墓地内にも神鍋付近から採石したと思われる、火山岩で作られた但馬国分尼寺の礎石が一個あり、墓の台座に使用されている(写真二七九ページ)。形状は宗鏡寺のものと類似している。いずれも搬入遺物ではあるが、付記しておく。



写真 96 但馬国分尼寺の礎石(宗鏡寺)

